



01NA501 法学入門

1.0 単位, 1 年次, 春AB 月7; 春AB 月8

石川 美津子

授業概要

法科大学院生(ひいては法律家)として求められる基礎的な法的素養を習得することを目的とする。基礎的な法的概念や用語の理解、条文・判例・学説の調べ方や正しい読み方等につき、双方向形式での授業を行う。後記の授業計画のとおり、第1週はリーガルリサーチ等の導入授業、第2週～第4週は基礎的な法的概念や用語に慣れ親しんでもらうこと、第5週以降は民法(財産法)分野を題材として判例等を具体的に読み進めることをイメージしている。

備考

隔週開講

授業形態

講義

授業の到達目標

法律学を学ぶに当たり必要な基礎的知識と方法の習得と、併せて、将来の法律家として必要な法的素養の基礎を身に付けることを目標とする。

なお、個別法分野の知識獲得や個別の判例・学説等の解釈の可否を論じることを目的とするものではない。

授業のすすめ方

授業は、担当教員が作成するレジュメと配布資料をベースに講義を中心として行うが、適宜、質問や討議を行う。

事前に、各回該当箇所につき、「プレップ法学を学ぶ前に」に目を通しておいて頂くことが望ましい。

なお、成績評価の対象とはせず、提出も任意とするが、第5回では、法的文書起案のための課題を出す予定である。

授業計画

第1週 法律学を学ぶに当たって

(法学への取り組み方、六法・基本書の読み方、基礎的な用語の理解等)

第2週 法律学を学ぶためのリソース

(法令・判例・学説の調査と参照の仕方等)

第3週 日本の裁判制度と法体系

第4週 判例の読み方と法解釈の基礎

(具体的な判例を素材として)

第5週 法的文書についての理解と作成
(具体的な事案を素材として)

成績評価方法

評価基準は期末試験を100%とする

教科書

道垣内弘人『プレップ 法学を学ぶ前に』(弘文堂2010)(※その時点での最新版)
その他、担当教員が作成するレジュメおよび資料等を適宜配布予定である。六法持参のこと。

参考書

永井和之『法学入門』(中央経済社2014)
佐藤幸治＝鈴木茂嗣＝田中成明＝前田達明『法律学入門(第3版補訂版)』(有斐閣2008)



01NA409 少年法

1.0 単位, 2 年次, 春B 月7,8

岩下 雅充

授業概要

少年法の意義と役割そして今後のあり方について十分な知見を得てもらうために、少年法の理念と少年非行の動向・実状を明らかにしたうえで、少年事件の手続・処分のしくみおよび課題をそれぞれの段階・種別ごとに紹介・検討する。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

非行少年の処遇に関する制度・運用の理解ならびに少年法の意義と今後のあり方を模索するための知見の獲得

授業のすすめ方

非行少年の処遇に関する法の体系としての少年法は、法律である少年法(昭和23年法律第168号)を軸として構築されている。少年法は、少年による犯罪から社会を防衛するという意味で、刑事法の領域における特別法であるのと同時に、真の犯罪者と化す危険から少年を保護するという意味で、社会福祉や教育に関する法の領域を構成する要素でもある。このような性格をもつ少年法の意義と役割そして今後のあり方について受講者が深く学ぶために、授業では、少年法の理念とその歴史を明らかにしたうえで、少年非行の動向・実状に関する認識をたしかにするのと同時に、少年事件の手続・処分のしくみおよび課題をそれぞれの段階・種別ごとに紹介・検討して、たんなる知識の習得にとどまらない知見を得てもらう。

少年事件の手続・処分のしくみおよびその課題の検討においては、しばしば法の解釈をめぐる議論に立ち入ることになるため、刑法・刑事訴訟法に関する十分な知見が必要となる。

授業は講義形式ですすめられる。なお、授業では、受講者との間で質疑応答をおこなうことがある。

授業計画

- 第1回 少年法の意義 / 少年非行の動向・実状(統計による把握)
- 第2回 少年法の歴史 / 少年非行に関する法の原理と少年法の基本理念 / 保護処分と刑事処分 / 少年事件の手続・処分 : 制度の概観
- 第3回 少年事件における発見の過程
- 第4回

回	家庭裁判所による調査
第5回	少年審判(1)
第6回	少年審判(2)
第7回	保護処分
第8回	少年の刑事事件
第9回	諸外国の少年法 / 少年法の改正に関する動向と課題
第10回	少年法における各種の問題 : 非行少年の実名報道をめぐる問題など

成績評価方法

成績評価の材料となるのは、授業期間の終了後に実施する筆記試験(期末試験)の結果[100%]である。

教科書

1. 川出敏裕『少年法』(有斐閣・2015年)

参考書

参考書は、第1回の授業で紹介する。



01NA306 倒産法

2.0 単位, 3 年次, 春AB 月7,8

古澤 陽介

授業概要

破産管財人や更生管財人等の実務経験を踏まえ,できる限り具体的事例に即して講義し,倒産法の中核をなす破産法や民事再生法の基本的知識を修得させるとともに,実務上の重要問題や清算型倒産法と再建型倒産法(会社更生法を含む)との規律上の異同や相互の関係等を理解させることを目的とする。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

破産法や民事再生法を中心とする基礎的知識の習得・活用等、応用につながる基礎力の滋養を目的とする。とりわけ、法人・個人、清算型・再建型、管理型・DIP型、手続法・実体法、平常時・危機時期以降等の様々な観点を踏まえ、規律の異同や相互の関係等を理解することを到達目標とする。

授業のすすめ方

担当教員作成の逐条形式のレジュメに沿って講義を進める。条文を出発点として、趣旨、要件・効果、判例等の基礎的事項を重視する。また、後掲テキスト「ロースクール倒産法」のQUESTIONについてもできる限り触れる。
事前配付資料で予習内容を指定する。講義形式のほか、受講生の習熟度に応じて、質疑応答を適宜織り交ぜながら授業を進める。

授業計画

- 第1週 破産手続の概要、定義規定、破産手続の開始・手続機関
- 第2週 破産債権、財団債権【7】
- 第3週 破産債権の届出・調査・確定【11】、破産財団の管理・換価・配当【12】、破産手続の終了、免責手続及び復権
- 第4週 別除権【6】、全部義務者の手続参加【11】、取戻権
- 第5週 相殺権【10】
- 第6週

週 契約関係の取扱い(双方未履行双務契約、各種契約等)【4】【5】

第7週 否認権(詐害行為)【8】

第8週 否認権(偏頗行為)【9】

第9週 民事再生手続の概要、定義規定、再生手続の開始【2】・手続機関【3】、再生債権、共益債権、一般優先債権【7】

第10週 再生債権の届出・調査・確定、再生手続における別除権の取扱い【6】、再生債務者の財産の調査及び確保、再生計画【13】、再生計画認可後の手続、再生手続の廃止、個人再生の特則

※【】内の番号は、後掲テキスト「ロースクール倒産法」のUNIT番号を指す。

※授業計画・内容は変更する場合もある。

成績評価方法

学期末試験及び授業における議論や参加態度(平常点)を総合して評価する。評価基準は学期末試験を80%、授業での議論・参加態度(平常点)を20%とする。

教科書

基本書・判例資料として、山本和彦・中西正・笠井正俊・沖野眞己・水元宏典「倒産法概説第2版補訂版」(弘文堂、2015年)と、伊藤眞・松下淳一編「倒産判例百選第5版」(有斐閣、2013年)を使用する。また、テキストとして、三木浩一・山本和彦編「ロースクール倒産法第3版」(有斐閣、2014年)を使用する。

その他、本授業で使用するレジュメ・資料等は適宜配布するが、必ず最新の六法を持参すること。

参考書



01NA002 憲法II〔統治〕

2.0 単位, 1 年次, 春AB 火7,8

岡田 順太

授業概要

「統治機構論」をテーマに、具体的事例を素材とする、ケーススタディ方式の授業を行う。受講者参加型、対話型双方向形式の授業において、日本国憲法がさだめる統治機構について考察する。なお憲法訴訟論および地方自治については、それらにつき専門に扱う個別の科目が別途設置されているので、それらに譲る。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

憲法のうち統治機構の該当部分につき基本的知識を習得すること。

授業のすすめ方

関連判例を予習課題として出すので、事前に判例百選で事実の概要と判旨の内容を読んでおく、授業中に説明を求められたら解答できるようにしておくこと。基本的に統治機構論の体系に従いレジュメに沿って進めていくが、適宜、他の憲法領域の基本知識や法学の常識となる事柄について問うことがある。その際、間違えても構わないので、積極的に発言するようにすること。復習には十分時間をかけて、着実に理解を深められるように努めて欲しい。

授業計画

- 第1週 国会(1)国民主権・最高機関性・立法権
- 第2週 国会(2)国会の権能・立法過程
- 第3週 国会(3)二院制・議院の権能
- 第4週 国会(4)議員特権・選挙制度(議員定数不均衡問題を含む)
- 第5週 内閣(1)行政権・内閣の権能
- 第6週 内閣(2)議院内閣制・解散権・独立行政委員会
- 第7週 裁判所 司法制度・司法権の意義・司法権の独立
- 第8週 天皇・財政
- 第9週 戦争放棄・憲法改正
- 第10週 (未消化論点または復習のための予備日)・小テスト

成績評価方法

授業中の質疑応答の内容等10%、小テスト30%、期末試験60%

教科書

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選II(第6版)』(有斐閣、2013年)
この他、担当教員が作成するレジュメを使用する。

参考書

芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第6版)』(岩波書店、2015年)



01NA309 経済法

2.0 単位, 2 年次, 春AB 火7,8

山田 務

授業概要

主要な判例,公正取引委員会の審決,公正取引委員会のガイドライン,相談事例等を参照しながら,独占禁止法の実体規定の解釈及び手続規定の解釈・運用実態について講義する。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

独占禁止法について、法曹実務に必要な知識、思考方法を習得し、事業者が行う各種の事業活動に際しての独占禁止法上の具体的な問題について、法的に解決できる能力を養成する。

授業のすすめ方

独占禁止法は、市場経済体制下において、公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益の確保と国民経済の民主的な発展の促進を図ることを目的として、事業者の事業活動の規制を行う基本法であり、近年その重要性が高まり、国際的事案も多くなっている。

授業では、主要な判例、公正取引委員会の審決・排除措置命令・課徴金納付命令、公正取引委員会のガイドライン、相談事例等を参照しながら、独占禁止法の実体規定、措置・手続規定、最近の課題等について講義する。

講義は、レジュメ・関係資料を配布し行うが、学生は、一層の理解を深める上で、下記等の参考書の該当部分を予習・復習する必要がある。

授業計画

- 第1週 独占禁止法の概要(規制の枠組み、特徴、最近の課題)
- 第2週 独占禁止法の基本概念
- 第3週 主要な禁止規定(不当な取引制限(1))
- 第4週 主要な禁止規定(不当な取引制限(2)、事業者団体規制)
- 第5週 主要な禁止規定(私的独占)
- 第6週 主要な禁止規定(企業結合規制)
- 第7週 主要な禁止規定(不公正な取引方法(1))
- 第8週 主要な禁止規定(不公正な取引方法(2))
- 第9週 主要な禁止規定(不公正な取引方法(3))
- 第10週 独占禁止法の執行(手続、行政処分、刑事処分、民事訴訟)

成績評価方法

筆記試験 70% 参加態度 30%

教科書

特に指定しない。

参考書

菅久修一他著「独占禁止法(第2版)」商事法務
金井貴嗣他編著「独占禁止法(第5版)」弘文堂
白石忠志「独占禁止法(第2版)」有斐閣
川濱昇他著「ベーシック経済法(第4版)」有斐閣
泉水文雄他「経済法(第2版)」有斐閣
金井貴嗣他編著「ケースブック独占禁止法(第3版)」弘文堂
別冊ジュリスト「経済法判例・審決百選」有斐閣
泉水文雄他編「実務に効く公正取引審決判例精選」有斐閣
川濱昇他編著「論点解析経済法(第2版)」商事法務



01NA314 環境法

2.0 単位, 3 年次, 春AB 火7,8

桑原 勇進

授業概要

予防原則等の環境法の基本的な考え方、環境影響評価等の基本的な制度、大気汚染防止法、自然公園法、廃棄物処理法等の主たる環境関係法律の基本的な仕組みとその問題点を学ぶ。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

環境法の基本的な考え方、現行環境法の基本的な仕組みを理解し、なぜそのような仕組みになっているのかということ踏まえたうえで法政策的な面から見た制度改革の在り方についても考察できるようになることを目標とする。

授業のすすめ方

まずは基本的な考え方の修得を目指し、法の基本的な仕組みの理解の確認をするた、適宜受講者への質問を交えながら講義形式で授業を進める。したがって、受講者には、予めテキストの関連部分を読んでおくことが望まれる。また、法政策面からの現行法制の検討をする際にも、同様に質問を交えながら進める。なお、レジュメを配布する予定。

授業計画

- 第1週 環境法の基本原則 1――予防原則・取組み方法
- 第2週 環境法の基本原則 2――汚染者負担・原因者責任
- 第3週 公害法 1――環境基準、大気汚染、水質汚濁
- 第4週 公害法 2――土壌汚染・状態責任・原因者責任
- 第5週 自然保護法 1――自然保護の意義・生物多様性
- 第6週 自然保護法 2――自然公園法・自然環境保全法
- 第7週 廃棄物法――廃棄物処理法
- 第8週 リサイクル法 1――拡大生産者責任・容リ法
- 第9週 リサイクル法 2――自動車リサイクル・家電リサイクル
- 第10週 環境法の基本制度――環境影響評価

成績評価方法

定期試験（80％）および平常点（20％）で評価を行う。

教科書

特に指定しない。なお、レジュメを配布する予定。

参考書

1. 大塚直『環境法ベーシック第2版』有斐閣
2. 北村喜宣『環境法第3版』弘文堂



01NA012 刑法I〔総論〕

2.0 単位, 1 年次, 春AB 水7,8
渡邊 卓也

授業概要

刑法総論の基本論点における最新の重要判例・学説に関する知識・理解を正確に身に付けた上で、時として抽象的であるこれらの議論がいかに現実の問題解決のために寄与しているのかを具体的な事例の学習を通じて理解して貰うことを目標とする。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

刑法の基礎理論及び刑法総論についての基礎知識の習得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。

授業のすすめ方

本講義では、刑法の基礎理論及び刑法総論について概観する。具体的には、レジュメの記載順序に従って、事例を交えながら刑事法的な論点を紹介し、適宜、質疑応答を行う。

授業計画

- 第1 刑法学の対象領域全体について概観した上で、刑法の基本原則について検討する。
回 特に刑法の大原則である罪刑法定主義とその派生原理について説明し、理解を促す。
- 第2 犯罪体系論について検討する。いわゆる三段階犯罪体系について概観した後、そこにおける行為論及び構成要件論の機能や、各構成要素について説明し、理解を促す。
- 第3 因果関係論について検討する。犯罪の客観的構成要素としての因果関係の存否判断
回 について、最近の学説や判例における理論展開を踏まえて説明し、理解を促す。
- 第4 不作為犯論について検討する。物理的な働きかけをしなくとも行為者と評価される場
回 合のあることを説明し、その要件について、特に作為義務の発生根拠論を中心に検討し、理解を促す。
- 第5 違法論に共通する問題について検討する。違法の実質についての理論的な対立につ
回 いて概観した後、行為の正当性を理由とした一般的違法阻却規定について説明し、理解を促す。
- 第6 法益主体の同意論について検討する。同意による違法阻却が認められる場合の要件
回 とその効果について、生命・身体法益に関わる場合を中心に説明し、理解を促す。
- 第7 正当防衛論について検討する。正当防衛の正当化根拠に関する議論を概観した上

- 回 で、それとの関連で、その成立要件の解釈についての理論的対立について説明し、理解を促す。
- 第8 引き続き正当防衛論について検討する。過剰防衛や誤想防衛といった正当防衛類似
回 の状況について概観した上で、その法的処理について検討し、理解を促す。
- 第9 緊急避難論について検討する。その法的性格と成立要件について、正当防衛の場合
回 と対比しつつ概観した後、過剰避難や誤想非難といった緊急避難類似の状況について説明し、理解を促す。
- 第 責任論に共通する問題について検討する。責任概念の意義について説明した後、責
10 任能力の問題について、いわゆる原因において自由な行為の問題を取り上げて検討
回 し、理解を促す。
- 第 故意・錯誤論について検討する。未必の故意や概括的故意といった故意の限界を画
11 す概念について概観した上で、事実の錯誤の効果についての学説の対立について説
回 明し、理解を促す。
- 第 違法性の意識の問題について検討する。違法性の意識の位置付けとその要否に係る
12 学説の対立と判例の展開について説明した上で、事実の錯誤との異同について検討
回 し、理解を促す。
- 第 過失犯論について検討する。過失犯の構造に関する理論的対立について概観した上
13 で、過失犯の成立要件とその判断基準について説明し、理解を促す。
回
- 第 未遂犯論について検討する。未遂犯の成否を決する概念としての実行の着手の判断
14 基準、及び不能未遂とされる場合の判断基準を巡る学説・判例の展開を説明し、理解
回 を促す。
- 第 中止犯論について検討する。未遂犯の処罰根拠を踏まえつつ、中止犯の減免根拠に
15 ついて概観した後、その成立要件としての中止行為及び任意性の概念について説明
回 し、理解を促す。
- 第 共犯論の基礎について検討する。正犯との関係での共犯の位置付けを確認した後、
16 間接正犯概念及び共同正犯規定の意義と解釈について説明し、理解を促す。
回
- 第 共犯の処罰根拠について検討する。処罰根拠論について概観した後、それと関連させ
17 つつ、いわゆる共犯従属性の議論について説明し、理解を促す。
回
- 第 共犯成立の時間的限界に関する諸問題を中心に検討する。犯罪実行の途中から関与
18 した場合(承継的共犯)及び途中から離脱した場合(共犯からの離脱)の法的処理、並
回 びに非身分者が身分犯に関与した場合(共犯と身分)の法的処理について説明し、理
解を促す。
- 第 その他の共犯の諸問題について検討する。共犯者間で認識内容が異なる場合(共犯
19 と錯誤)、不作為により作為犯に関与した場合(不作為と共犯)及び故意なく犯罪に関
回 与した場合(過失の共犯)の法的処理について検討し、理解を促す。
- 第 罪数論・犯罪競合論について検討する。法条競合を含めた一罪と数罪との区別、観念
20 的競合・牽連犯といった数罪の科刑上の処理及び包括一罪という考え方について説
回 明し、理解を促す。

成績評価方法

質疑応答等の平常点20%、期末試験80%。

教科書

講義の際には、事前にレジュメを配布する。

下記の教科書は例示であり、講義においても、他の基本書類を使用することを妨げない。
自習においても、複数の基本書類を何度も読み返すことをお勧めする。

1. 松原芳博『刑法総論[第2版]』(日本評論社、2017年)
2. 高橋則夫『刑法総論 第3版』(成文堂、2016年)
3. 今井猛嘉ほか『刑法総論 第2版』(有斐閣、2012年)
4. 西田典之『刑法総論[第2版]』(弘文堂、2010年)
5. 山口厚『刑法総論[第3版]』(有斐閣、2016年)
6. 松宮孝明『刑法総論講義[第5版]』(成文堂、2017年)
7. 井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣、2008年)

参考書

1. 判例集として、
西田典之ほか『判例刑法総論 第6版』(有斐閣、2013年)
2. 判例評釈集として、
成瀬幸典ほか編『判例ブラクティス刑法I総論』(信山社、2010年)
西田典之ほか編『刑法判例百選I総論[第7版]』(有斐閣、2014年)
3. 判例をより深く学ぶために、
松原芳博編『刑法の判例 総論』(成文堂、2011年)
山口厚『基本判例に学ぶ刑法総論』(成文堂、2010年)



01NA009 商法I〔企業組織法〕

2.0 単位, 2 年次, 春AB 水7,8

徳本 穰

授業概要

この授業では、企業組織法として、企業の基本法である商法の内、いわゆる会社法の分野について採り上げ、主として株式会社を対象に、それをめぐる法制度や判例や学説や関連する課題を検討する。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

商法Iが対象とする企業組織法の内容について、法的知識を修得し、理解を深め、法的思考力を養成しうること等を目的とする。

授業のすすめ方

近時、わが国の企業社会において、例えば、敵対的企業買収の発生にみられるように、企業組織をめぐる新しく重要な法律問題が多発している。この授業では、企業組織法として、企業の基本法である会社法の分野について採り上げ、主として株式会社を対象に、それをめぐる法制度や判例や学説や関連する課題を検討する。

授業方法は、いずれの回も、事前に学生に配布された予習資料の学生による十分な予習を前提に、講義に加え、ケースメソッドやプロブレムメソッドを併用し、ソクラテスメソッドによる質疑応答を交えながら、進めてゆく。

毎回の授業については、担当者から配布された資料(指定された教科書の該当箇所、判例、学術論文、法律に関する記事、仮設事例等)について、予め指示された予習(資料を熟読することや仮設事例の分析・検討等)が要求され、授業への毎回の出席が求められる。なお、法的知識と理解を確実に得させるため、必要に応じ、復習として、授業の過程で、小テストやレポートの提出が求められる。

授業計画

第1 主な内容:会社法の意義

回 ねらい:企業組織法の基本法である会社法の意義について、今般の改正の背景や趣旨等に触れながら、会社法の全体の構造について、鳥瞰的に理解させる。

第2 主な内容:会社法の総論(1)

回 ねらい:法人格の果たす機能、会社の種類や内容、会社の利害関係者、企業の社会的責任等について、理解させる。

第3 主な内容:会社法の総論(2)

- 回 ねらい:会社の権利能力、株主や社員の有限責任、会社の強行法規と任意法規、定款自治、株主間契約等について、理解させる。
- 第4 主要内容:設立
- 回 ねらい:株式会社について、設立の意義や方法、定款の作成、設立過程、設立登記の手続や効果、設立に関する責任、会社の不成立や設立無効の訴え等について理解させる。また、持分会社の設立についても、株式会社の場合と比較しながら、理解させる。
- 第5 主要内容:株式と株主(1)
- 回 ねらい:株式会社について、株主の権利と義務、株式、株式の種類、株主名簿等について、理解させる。
- 第6 主要内容:株式と株主(2)
- 回 ねらい:株式会社について、株式の譲渡、譲渡制限株式の譲渡、自己株式、株式の相互保有規制、単元株制度、株券等について、理解させる。
- 第7 主要内容:機関(1)
- 回 ねらい:株式会社について、機関設計、機関設計の選択肢を概観した上で、株主総会の権限、株主の議決権行使、株主総会の招集・議事・決議、種類株主総会、株主総会決議の瑕疵等について、理解させる。
- 第8 主要内容:機関(2)
- 回 ねらい:株式会社について、役員・会計監査人の選任・解任、取締役、取締役会等について、理解させる。
- 第9 主要内容:機関(3)
- 回 ねらい:株式会社について、会計参与、監査役・監査役会、会計監査人、委員会設置会社等について、理解させる。
- 第 主要内容:機関(4)
- 10 ねらい:株式会社について、役員等の損害賠償責任、株主の代表訴訟・違法行為の差
回 止等について、理解させる。
- 第 主要内容:譲渡制限会社
- 11 ねらい:株式会社について、定款による株式の譲渡制限、譲渡制限会社における機関
回 設計、譲渡制限会社・取締役会非設置会社の特徴等について、理解させる。
- 第 主要内容:計算
- 12 ねらい:株式会社について、財源規制、会計の原則、会計帳簿、計算書類、資本金、
回 剰余金、開示等について、理解させる。
- 第 主要内容:資金調達と新株予約権(1)
- 13 ねらい:株式会社について、募集株式の発行、社債等について、理解させる。
回
- 第 主要内容:資金調達と新株予約権(2)
- 14 ねらい:株式会社について、新株予約権、瑕疵ある募集株式の発行・新株予約権発行
回 等について、理解させる。
- 第 主要内容:会社の基礎の変更(1)
- 15 ねらい:株式会社について、合併、会社分割、事業譲渡等について、理解させる。
回
- 第 主要内容:会社の基礎の変更(2)
- 16 ねらい:株式会社について、株式交換、株式移転、三角合併、機動的な組織再編、組
回 織再編等の瑕疵等について、理解させる。
- 第
- 17 第17週 主要内容:会社の基礎の変更(3)
ねらい:株式会社について、定款の変更、資本金の額の減少等、経営基礎の変更、会

回 社の組織変更等について、理解させる。また、持分会社についても、株式会社の場合と比較しながら、理解させる。

第 第18週 主な内容:持分会社と外国会社

18 ねらい:持分会社について、合名会社、合資会社、合同会社等について、理解させる。

回 そして、有限責任事業組合とも比較しながら、検討する。また、外国会社についても、理解させる。

第 主な内容:企業組織法の現代的課題(1)-敵対的企業買収の予防策と防御策-

19 ねらい:企業組織法の現代的課題として、敵対的企業買収を採り上げ、特に、(1)で

回 は、敵対的企業買収に対する予防策や防御策の判例を検討しながら、許容される予防策や防御策の限界について、考察する。

第 主な内容:企業組織法の現代的課題(2)-敵対的企業買収の法規制-、第1週~第20

20 週の全範囲のまとめ

回 ねらい:特に、(2)では、会社法で新たに可能となった予防策や防御策について検討しながら、わが国における望ましい法規制のあり方について、考察する。

また、「商法I(企業組織法)」の全体のまとめを行う。

成績評価方法

成績評価は、(1)面談(質疑応答)、(2)平常点、(3)宿題(予習・復習(レポート))、(4)論述試験で行う。その比率は、(1)面談:10%、(2)平常点:15%、(3)宿題:15%、(4)論述試験:60%、である。

教科書

近藤光男『最新 株式会社法 第8版』(中央経済社、2015)

江頭憲治郎=岩原紳作=神作裕之=藤田友敬「会社法判例百選 第3版」(有斐閣、2016年)

参考書

相澤哲編著『一問一答 新・会社法 改訂版』(商事法務、2009年)

相澤哲=葉玉匡美=郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法 千問の道標』(商事法務、2006年)

伊藤靖史=大杉謙一=田中亘=松井秀征『会社法 LEGAL QUEST 第3版』(有斐閣、2015年)

江頭憲治郎『株式会社法 第6版』(有斐閣、2015年)

大野正道=上田純子編『新会社法』(北樹出版、2006年)

神田秀樹『会社法(第18版)』(弘文堂、2016年)

龍田節『会社法大要』(有斐閣、2007年)

長島=大野=常松法律事務所編『アドバンス会社法』(商事法務、2016年)

葉玉匡美編著『新・会社法100問(第2版)』(ダイヤモンド社、2006年)

浜田道代=岩原紳作『会社法の争点』(有斐閣、2009年)

前田庸『会社法入門(第12版)』(有斐閣、2009年)

宮島司『新会社法エッセンス(第4版補正版)』(弘文堂、2015年)

弥永真生『リーガルマインド会社法(第14版)』(有斐閣、2015年)

山下友信=神田秀樹編『商法判例集(第6版)』(有斐閣、2014年)

「会社法」法令集 第11版」(中央経済社、2015年)



01NA065 行政法III-1

1.0 単位, 3 年次, 春A 水7,8
日野 辰哉

授業概要

本演習は、あらかじめ提示されたケース問題に含まれる行政法総論および行政救済法上の論点を析出し、柔軟性のある法的解決に向けた議論をおこない、もって、行政法に関する受講生の理解がより深まることを目指したい。

備考

授業形態

演習

授業の到達目標

行政法IおよびIIで学んだ知識を踏まえて、個別行政法の理解を深め、事案に即した紛争解決のあり方を理解する。

授業のすすめ方

あらかじめ指定された事例問題を解いてもらい、関連する知識の確認を行いつつ、紛争解決のあり方を議論する。

授業計画

- 第1週 砂利採取法に係る紛争解決の方法等の検討(第1部 問題5+関連問題)
- 第2週 公共施設管理者の同意制度をめぐる紛争解決の方法等の検討(第2部 問題3+関連問題)
- 第3週 宅地造成等規制法に係る紛争解決の方法等の検討(第2部 問題4)
- 第4週 大店立地法に係る紛争解決の方法等の検討(第2部 問題5+関連問題)
- 第5週 保安林指定解除をめぐる紛争解決方法等の検討(第3部 問題6)

- ・時間に余裕がある場合に関連問題が扱われる。
- ・今さら感がありますが、各自、起案をして臨んでください。

成績評価方法

- ・成績評価は期末試験の成績(100%)をもとに行われる。
- ・評価項目はおもに(1) 論点の適確な把握、(2) 法令の解釈適用の適切さ、(3) 論理性、

(4) 行政法の専門知識・判例の正確な理解、である。

教科書

1. 曾和俊文＝野呂充＝北村和生編著、『事例研究 行政法 第3版』(2016)
2. 稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編、『ケースブック行政法 第5版』(2014)

参考書

1. 宇賀克也＝交告尚史＝山本隆司編、『行政判例百選I 第6版』(2012),同『行政判例百選II 第6版』(2012)
2. 櫻井敬子＝橋本博之、『行政法 第5版』(2016)
3. 亘理格＝大貫裕之編著、『Law Practice 行政法』(2015)
4. 橋本博之、『行政法解釈の基礎-「仕組み」から解く』(2013)

・受講にあたって橋本『行政法解釈の基礎』を事前に読了することが最低条件です。



01NA066 行政法III-2

1.0 単位, 3 年次, 春B 水7,8

日野 辰哉

授業概要

本演習は、あらかじめ提示されたケース問題に含まれる行政法総論および行政救済法上の論点を析出し、柔軟性のある法的解決に向けた議論をおこない、もって、行政法に関する受講生の理解がより深まることを目指したい。

備考

授業形態

演習

授業の到達目標

行政法IおよびIIで学んだ知識を踏まえて、個別行政法の理解を深め、事案に即した紛争解決のあり方を理解する。

授業のすすめ方

あらかじめ指定された事例問題を解いてもらい、関連する知識の確認を行いつつ、紛争解決のあり方を議論する。

授業計画

- 第1週 パチンコ規制条例をめぐる紛争解決方法の検討(第2部 問題6+関連問題)
- 第2週 林道使用不許可をめぐる紛争解決の方法等の検討(第2部 問題12+関連問題)
- 第3週 廃棄物処理法に係る紛争解決の方法等の検討(第2部 問題13)
- 第4週 廃棄物収集有料化条例をめぐる紛争解決方法等の検討(第2部 問題15)
- 第5週 普通河川の占用許可に係る紛争解決方法等の検討(第3部 問題7)

- ・時間に余裕がある場合に関連問題が扱われる。
- ・今さら感がありますが、各自、起案をして臨んでください。

成績評価方法

- ・成績評価は期末試験の成績(100%)をもとに行われる。
- ・評価項目はおもに(1) 論点の適確な把握、(2) 法令の解釈適用の適切さ、(3) 論理性、(4) 行政法の専門知識・判例の正確な理解、である。

教科書

1. 曾和俊文＝野呂充＝北村和生編著、『事例研究 行政法 第3版』(2016)

2. 稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編,『ケースブック行政法 第5版』(2014)

参考書

1. 櫻井敬子＝橋本博之,『行政法 第5版』(2016)
2. 宇賀克也＝交告尚史＝山本隆司編,『行政判例百選II 第6版』(2012)、『行政判例百選I 第6版』(2012)
3. 亙理格＝大貫裕之編著,『Law Practice 行政法』(2015)
4. 橋本博之,『行政法解釈の基礎-「仕組み」から解く』(2013)

・受講にあたって橋本『行政法解釈の基礎』を事前に読了することが最低条件です。



01NA005 民法I〔総則・物権総論〕

2. 0単位, 1 年次, 春A 土2, 3;春B 木7, 8
直井 義典

授業概要

本講義では、担保物権を除く物権法、および、民法総則のうち「物」ならびに時効に関する箇所を取り扱う。民法全体における物権法の位置付けについて理解するとともに、講義対象となる制度に関する基本的知識(特に、要件・効果・立法趣旨)を身につけることを目的とする。また、特に本講義が1年次配当の基本科目であり民事系科目の入門をなすことから、法的なものの考え方、議論・論証の仕方を、条文・判例などの素材を用いて修得できるようにする。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

1. 法的なものの考え方、論証・議論の仕方を身に付ける。
2. 民法総則(「物」・時効)および物権法(担保物権法を除く)に関する基本的な知識を身に付ける。
3. 民法の基本的な判例を読解できる能力を身に付ける。

授業のすすめ方

あらかじめ配布するレジュメを用いながら受講者が教科書の該当箇所を読んできていることを前提として、簡単な事例を用いながら講義対象となる制度に付き条文から出発しつつ、要件・効果・立法趣旨を講ずる。また、判例の読み方を身に付けるために、判例集を用いて判例を詳細に検討することも行う予定である。

講義の対象者は全くの法学未修者である。そのため、いささかなりとも民法を学んだことのある者にとっては平易な講義であると感じられるかもしれないが、説明の方法・制度の対比の仕方など、法学既修者にも得るところはあるはずである。

授業計画

第1 民法概論・物の分類・物権の基本的性質

週 民法典の全体構造について講じた後に、その中での物権法の位置づけについて説明する。さらに、物の種類、物権の意義及び基本的な性質について、債権との対比をしながら説明していく。また、一物一権主義・物権法定主義など、物権法の基礎的な概念についても説明する。

第2 物権変動論の基礎・意思主義

週 次週以降で取り扱う物権変動の各論的テーマを検討する前提として、物権変動の意義、意思主義、公示の原則など、物権変動論の基礎となる概念について説明する。

第3 不動産物権変動論(1)

週 不動産登記制度の概要を説明した後、民法177条に関する解釈論を展開する。また、不動産物権変動における民法94条2項類推適用論について説明する。

第4 不動産物権変動論(2)

週 登記を対抗要件とする物権変動のうち、取消し・解除と登記、相続と登記、取得時効と登記について、判例を検討しながら説明する。

第5 動産物権変動論

週 動産の物権変動について、対抗要件具備の方法である引渡し、取引の安全を図る制度としての即時取得について論じる。また、特別法上の対抗要件具備方法である動産譲渡登記などの引渡し以外の対抗要件具備の方法についても触れる。

第6 小テストならびに占有権

週 占有権の効力につき、取得時効に関わる規定と占有訴権を中心に説明する。

第7 物権的請求権・時効総論

週 物権侵害に対する救済手段である物権的請求権について、果実收取権や費用償還請求権も含めて説明する。また、時効総論として時効制度の存在意義について説明する。

第8 時効各論

週 時効各論として、取得時効・消滅時効それぞれの内容、時効の中断ならびに停止、時効の効果について説明する。また、消滅時効以外の権利行使期間制限についても触れる。

第9 所有権

週 所有権の内容、相隣関係について説明した後、共有に関し対内的・対外的関係を中心に説明する。さらに、所有権の取得方法につき添付を中心に説明する。

第10 用益物権

週 各種用益物権につき、その内容・効力を中心に説明する。

成績評価方法

平常点10%・小テスト10%・期末試験80%で評価する。

教科書

内田貴『民法I 第4版』(東京大学出版会・平成20年)

参考書

佐久間毅『民法の基礎1 第3版』(有斐閣・平成20年)

佐久間毅『民法の基礎2』(有斐閣・平成18年)

潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選I 総則・物権 第7版』(有斐閣・平成27年)

[公式版のシラバスを表示](#)

01NA302 知的財産法

2.0 単位, 2 年次, 春AB 木7,8

飯田 圭

授業概要

本講義は、財産的価値を有する情報(情報財)を保護の客体とする法体系である知的財産法について、その全体像についての基本的理解を得るとともに、知的財産法体系を構成する特許法及び著作権法についての基本構造と重要項目についての理論的知識を得たうえで、特許法及び著作権法についての裁判例・関連文献を素材に具体的な事案に即して思考する訓練も行うことで、特許法及び著作権法関連事件に係る応用展開能力の基礎を身に着けることを目的とする。講義対象は、特許法、著作権法を柱に、重要項目を中心に検討を行う。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

知的財産法の全体像の基本的理解並びに特許法及び著作権法の基本構造及び重要項目の理論的知識を得るとともに、特許法及び著作権法関連事件に係る事案に即した応用展開力の基礎を身に付ける。

授業のすすめ方

本講義は、毎回、概要の説明を行った上で、ケースメソッドの方式で行う。学生は、事前に配布される講義進行表に基づき、毎回、教科書及び参考書の該当箇所を予習するとともに、合計2~3件程度の担当裁判例について、担当回に、簡明なレポートを作成した上で、報告し、質問に回答することが求められる。また、毎回、担当外の裁判例等について議論に参加することも奨励される。教科書の該当箇所と担当裁判例については事前に講義進行表を配布する。六法は毎回持参すること。

授業計画

第1週 知的財産法概説、特許法I(発明)

第2週 特許法II(特許要件及び特許取得手続)、特許法III(発明者及び特許を受ける権利)

第3週 特許法IV(職務発明制度)、特許法V(特許権の効力)

第4週 特許法VI(特許権侵害行為)、特許法VII(特許発明の技術的範囲)

第5週 特許法VIII(抗弁及び特許無効手続)、特許法IX(救済及び実施許諾)

第6週 著作権法I(著作物その1)、著作権法II(著作物その2)

第7週 著作権法III(著作者その1)、著作権法IV(著作者その2)

第8週 著作権法V(著作権その1)、著作権法VI(著作権その2)

第9週 著作権法VII(著作権侵害その1)、著作権法VIII(著作権侵害その2)

第10 著作権法IX(著作権の制限、救済及び利用許諾)、その他の知的財産法・国際的知的財産法及び知的財産紛争解決機関

成績評価方法

レポート、報告及び質疑応答(30%)、議論への参加等の平常点(10%)、及び、期末試験(60%)により総合評価する。

教科書

小泉直樹他編著「ケースブック知的財産法[第3版]」(弘文堂・2012)
なお、概要の説明のためレジュメを配布する。

参考書

(特許法)

ジュリスト別冊・特許判例百選(第四版)(有斐閣・2012)

中山信弘著「特許法[第3版]」(弘文堂・2016)

高林龍著「標準特許法[第5版]」(有斐閣・2014)

(著作権法)

ジュリスト別冊・著作権判例百選(第五版)(有斐閣・2016)

中山信弘著「著作権法[第2版]」(有斐閣・2014)

高林龍著「標準著作権法[第3版]」(有斐閣・2016)



01NA317 国際公法

2.0 単位, 2 年次, 春AB 木7,8

鈴木 淳一

授業概要

本授業では、教員による講義と学生による討論を通じて、国際法に関する基礎概念の整理と、同法の体系的理解を目指す。事例研究もあわせて行う。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

本授業は、以下の二点を到達目標とする。

- (1) 国際法に関する体系的理解を得ること。
- (2) 国際法についての教科書・研究書・論文を収集・読解し、国際法に関する小論文を作成する能力を修得すること。

授業のすすめ方

限られた授業時間内で広範な国際法全般を扱うことは困難であるため、本授業では国際法の学修上不可欠である主要な問題に絞って検討する。また、必ずしもシラバス通りではなく、学生と話し合いながら授業を進めたい。

本授業では、1教員による講義と、2学生による発表・ディスカッションというオーソドックスな教育方法を併用することにより、国際法に関する体系的知識の修得を行う(ただし、実務上、具体的事例に対する法的思考力が要求される場面があるので、可能な限り、事例研究もあわせて実施する)。

授業計画

- 第1週 コースガイダンス、国際法の特徴
- 第2週 国際法と国内法、国際法の法源
- 第3週 紛争の平和的解決、条約法
- 第4週 国家責任、国家の基本権
- 第5週 国家管轄権(国際犯罪を含む)、領域
- 第6週 外交関係・領事関係、主権免除
- 第7週 国家承認・政府承認、国家承継・政府承継
- 第8週 海洋法
- 第9週 国際公域(南極・宇宙空間を含む)、武力紛争法・人道法
- 第10週 武力行使の規制と国際安全保障、まとめ

成績評価方法

学期末テスト、小テスト、平常点等により判定する。

学期末テストの成績:50%

小テストの成績:30%

平常点(講義における質問や議論の参加による貢献度):20%

教科書

杉原高嶺ほか著『現代国際法講義 第5版』(有斐閣, 2012年)

『国際条約集』(有斐閣, 2017年)

小寺彰ほか編『国際法判例百選 第2版』(有斐閣, 2011年)

また担当教員が作成するレジュメを配布する。

参考書

浅田正彦編『国際法[第2版]』(東信堂, 2013年)

大沼保昭『国際法 新訂版』(東信堂, 2008年)

大沼保昭編著『資料で読み解く国際法 第2版 上・下』(東信堂, 2002年)

奥脇直也・小寺彰『国際法キーワード[第2版]』(有斐閣, 2006年)

小寺彰ほか編『講義国際法[第2版]』(有斐閣, 2010年)

小寺彰『パラダイム国際法』(有斐閣, 2004年)

酒井啓亘ほか『国際法』(有斐閣, 2011年)

杉原高嶺『基本国際法 第2版』(有斐閣, 2014年)

杉原高嶺『国際法学講義』(有斐閣, 2008年)

杉原高嶺ほか編『国際法基本判例50[第2版]』(三省堂, 2014年)

田畑茂二郎ほか編『判例国際法[第2版]』(東信堂, 2006年)

中谷和弘ほか『国際法<第2版>』(有斐閣, 2011年)

中谷和弘『ロースクール国際法読本』(信山社, 2013年)

西谷元編著『国際法資料集』(日本評論社, 2010年)

波多野里望ほか編著『国際司法裁判所 判決と意見 第一巻』(国際書院, 1999年)

波多野里望ほか編著『国際司法裁判所 判決と意見 第二巻』(国際書院, 1996年)

波多野里望ほか編著『国際司法裁判所 判決と意見 第三巻』(国際書院, 2007年)

横田洋三ほか編著『国際司法裁判所 判決と意見 第四巻』(国際書院, 2016年)

松井芳郎ほか『国際法(第5版)』(有斐閣, 2007年)

山形英郎編『国際法入門』(法律文化社, 2014年)

山本草二『国際法(新版)』(有斐閣, 1994年)

柳原正治ほか『プラクティス国際法講義[第2版]』(信山社, 2013年)

柳原正治ほか『演習プラクティス国際法講義』(信山社, 2013年)

横田洋三編『国際社会と法』(有斐閣, 2010年)



01NA022 民法IV-1〔契約法〕

2.0 単位, 1 年次, 春AB 金7,8

白石 友行

授業概要

民法IV-2とともに、契約法に関する基本的な理解を確立すること、また、法的な思考能力を向上させることを目指して、契約に関わる民法上のルールを中心に説明する。この授業では、契約の成立と内容の局面で生ずる問題を中心に、民法総則、契約総論上のルールを扱う。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

- (1) 契約法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。
- (2) 契約に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。
- (3) 日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。
- (4) ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。

授業のすすめ方

この授業は、民法IV-2とともに、契約法に関する基本的な理解を確立することを目的としている。契約に関わる各制度や各条文の意味、趣旨、機能、要件、効果等について知識を獲得するだけでなく、契約法全体について、体系的な理解を確立することが目標である。そこで、この授業では、民法の編別に十分留意しつつ、講学上、民法総則、債権総論、契約総論と呼ばれている分野を対象とし、かつ、契約の成立から消滅に至るまでのプロセスを立体的に理解することができるような構成が採用されている。また、この授業を通じて、単に契約法に関する基本的な理解を修得するだけに止まらず、民法的な考え方を獲得し、法解釈のための力を向上させ、現実

に生起する様々な紛争を解決(予防)するための能力を養成することも目指している。民法IV-1では、まず、契約法全体のイメージを持ってもらうために、契約法全体の仕組みを概観し、その基本原則等について総論的な説明を行う。その後、契約のプロセスに沿って、契約の成立、有効要件、当事者、効果帰属要件、内容に関わる諸問題を順次扱っていく(下記の「授業計画」を参照)。なお、現在、民法(債権関係)の改正に向けた作業が進行しており、この授業でも、必要と状況に応じて、民法(債権関係)の改正の動向に触れることにする(下記の「授業計画」は、シラバス執筆の時点までの民法(債権関係)の改正の動向をも踏まえて作成されたものであるが、今後の動向次第によっては、変更の可能性があることを付言しておく)。

授業は、基本的に、担当者が作成した資料に基づき、講義形式で行われる。講義資料については事前に配布するので、受講生は、最低限、この講義資料と教科書の該当部分を熟読して授業に臨むことが求められる。各回の授業は、受講生が十分な予習をしていることを前提に実施さ

れる。講義資料には、各回の授業で最低限確認しておくべき内容に関わる課題や、事例へのアプローチの方法を学ぶために詳細な事例問題が付されているので、質疑応答、課題の提出等を通じて知識の定着と法的思考能力の向上を図ってほしい。

授業計画

第1 民法総論、契約総論

回 まず、民法の基本的な仕組み、体系等を概観し、本講義及び民法IV-2(更に民法III〔債権総論〕の一部)で扱う内容を明確にする。その後、本講義及び民法IV-2で扱う内容について具体的なイメージを喚起するために、契約と「契約法」の一般的構造を、そのプロセスに即して説明する。また、今後の授業で必要となる契約法の基本原則(契約自由、契約の拘束力等)、契約の種類や分類についても検討する。

第2 契約の成立I 契約の成立

回 契約の成立に関わる基本的なルールを扱う。具体的には、契約の成立の局面で生じる様々な問題の全体像を概観した後、契約成立の基本的なパターンである申込みと承諾の意義と効力、それらの合致による契約の成立、申込みと承諾の合致以外の方法による契約の成立を説明する。

第3 契約の成立II 契約成立前の責任

回 契約成立前及び契約成立過程で問題となる様々な法的責任を扱う。具体的には、契約無効類型、契約交渉破棄類型、情報提供・説明類型のそれぞれについて、判例法理を概観し、これらの法的責任の背後にある基本的な考え方を、契約の基本原則との関連に留意しながら説明する。

第4 契約の有効要件I 意思表示総論、心裡留保

回 法律行為と意思表示の総論的な内容及び意思表示各論の1つ目として心裡留保を扱う。具体的には、まず、契約の有効要件と関連させながら、民法総則上の法律行為及び意思表示規定の全体像、意思表示に関する基本原理、その生成プロセスを概観する。その後、意思表示各論の1つ目として、心裡留保の意義、要件、効果等を説明する。

第5 契約の有効要件II 虚偽表示1

回 意思表示各論の2つ目として、虚偽表示を扱う。具体的には、虚偽表示の意義、趣旨、機能、要件、効果等についての基本的な説明を行う。

第6 契約の有効要件III 虚偽表示2

回 第5回の授業の内容を前提として、いわゆる94条2項の類推適用法理を扱う。具体的には、94条2項類推適用法理の意義と趣旨を概観した後、いくつかの類型に分けて判例法理を整理し、その背後にある基本的な考え方と問題点を検討する。また、ほかの民法関連科目(特に同時履修中の民法I)との関連に留意しつつ、民法全体の理解をより深める目的で、権利外観法理あるいは表見法理についての一般的な説明も行う。

第7 契約の有効要件IV 錯誤1

回 意思表示各論の3つ目として、錯誤を扱う。具体的には、錯誤の全体像を概観した後、錯誤の意義と種類、動機の錯誤の扱い、錯誤についての基本的な考え方の対立を説明する。

第8 契約の有効要件V 錯誤2

回 第7回の授業の内容を前提として、錯誤の要件と効果に関する問題を取り上げる。具体的には、要素の錯誤、表意者の重過失、錯誤の効果、錯誤者の損害賠償責任等を説明する。

第9 契約の有効要件VI 詐欺・強迫

回 意思表示各論の4つ目及び5つ目として、詐欺と強迫を扱う。具体的には、詐欺・強迫の意義、趣旨、機能、要件、効果、更に、詐欺・強迫による取消しと第三者の問題等に

について説明する。

第 契約の有効要件VII 誤認・困惑

10 意思表示各論の6つ目として、消費者契約法上の誤認・困惑による取消しを扱う。具体的には、まず、消費者契約法全体及び同法における意思表示規定の趣旨を概観した後、誤認(不実表示、断定的判断の提供、不利益事実の不告知)、困惑(不退去、退去妨害)による取消し制度の概要を説明する。

第 契約の有効要件VIII 契約の内容に関する有効要件

11 契約の内容に関わる有効要件を扱う。具体的には、まず、伝統的に法律行為(契約)の有効要件として挙げられてきた4要件(確定性、可能性、適法性、社会的妥当性)の概要とその問題を説明する。その後、公序良俗による内容規制と法令による内容規制の2点について検討を加えていく。

第 契約の当事者I 権利能力、意思能力、行為能力総論

12 契約以外の問題との関連にも留意しつつ、契約当事者としての人の問題を扱う。具体的には、権利能力、意思能力、行為能力について、それぞれの制度の基本的な意味と趣旨、また、行為能力制度の全体像を説明する。更に、それぞれの能力の関係についても検討を行う。

第 契約の当事者II 行為能力各論1

13 制限行為能力者の1つ目として、成年後見を扱う。具体的には、制限行為能力者としての成年被後見人、被保佐人、被補助人の行為能力を説明する。その際には、必ずしも行為能力に関わるものとは言えないが、成年後見の全体像をより良く理解するために、家族法上の諸規定や任意後見にも言及することになる。

第 契約の当事者III 行為能力各論2

14 制限行為能力者の2つ目として、未成年者を扱う。具体的には、制限行為能力者としての未成年者の行為能力を説明する。その際には、必ずしも行為能力に関わるものとは言えないが、未成年後見の全体像をより良く理解するために、家族法上の諸規定にも言及することになる。また、行為能力と関連して、制限行為能力者の相手方の保護の問題、人一般と関連して、住所、不在者、失踪宣告の問題も扱う。

第 契約の効果帰属要件I 代理総論

15 代理制度総論及び有権代理の問題を扱う。具体的には、まず、代理総論として、代理の意味、種類、基本構造、間接代理や使者等の類似制度との関係を説明する。次いで、代理権の発生原因・内容・消滅、代理行為の方法・有効性等について、基本的な構造を明らかにする。

第 契約の効果帰属要件II 無権代理

16 無権代理の問題を扱う。具体的には、代理人として行為をした者が代理権を有していなかった場合の規律について、無権代理行為の効果、無権代理人の責任に分けて説明し、併せて、無権代理と相続に関する判例法理と学説上の議論を検討する。

第 契約の効果帰属要件III 表見代理1

17 表見代理の問題を扱う。具体的には、まず、表見代理の意味、基本原理、要件、効果について概要を説明し、次いで、表見代理の3類型のうち、代理権授与表示による表見代理の問題を取り上げる。

第 契約の効果帰属要件IV 表見代理2

18 第17回の授業の内容を前提として、表見代理の3類型のうち、代理権踰越による表見代理、代理権消滅後の表見代理の問題を取り上げる。

第

19 無効・取消し、条件・期限(補論)

前回までの授業の内容を踏まえて、契約以外の問題との関連にも留意しつつ、無効と取消しについて、それぞれの意味、効果、法律関係、追認等を整理し、理解を深めるこ

とを目指す。また、条件と期限についても触れる。

第 契約の内容

- 20 契約の内容を確定するためのルール、契約における不当条項規制の問題を扱う。具
回 体的には、まず、契約解釈に関する考え方の対立、その様々な手法について、判例・
裁判例を用いながら説明する。次に、契約の条項と約款に関する基本的な理解を確立
したうえで、消費者契約法にも言及しつつ、不当条項規制のための仕組みを概説す
る。

成績評価方法

学期末に実施する定期試験(70%)、平常点(質疑応答・問題集への取り組み)(10%)、小テスト(20%)

教科書

1. 担当者が作成した講義資料(事前に配布する)
2. 内田貴『民法I総則・物権総論(第4版)』(東京大学出版会・2008年)
3. 内田貴『民法II債権各論(第3版)』(東京大学出版会・2011年)
4. 内田貴『民法III債権総論・担保物権(第3版)』(東京大学出版会・2005年)

(この授業の内容は、主として『民法I』に関わるが、民法全体をあらかじめ捉えておくことがこの授業の理解にとっても有益であること、また、この授業の後に履修することが予定されている民法IIIと民法IV-2では、『民法II』『民法III』を使用するため、3冊を教科書として指定しておく)

参考書

1. 佐久間毅『民法の基礎1総則(第3版)』(有斐閣・2008年)
2. 山本敬三『民法講義I総則(第3版)』(有斐閣・2011年) など



01NA067 民法VII

2.0 単位, 2 年次, 春AB 金7,8

直井 義典, 秋山 知文

授業概要

民法(財産法)の主要な論点について, 具体的な事例及びこれに関する設問を提示し, 授業では設問及びこれに関連した質問に対する答えを求める。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

本授業は、実務家教員と研究者教員がそれぞれ担当する授業であり、その範囲は民法のうち財産法の

全範囲に及ぶ。

(直井担当)の授業では、1年次に学習した民法総則ならびに債権総論に関する知識を確認し、

判例等にあらわれた具体的な事案に対してそれらの知識がどのように応用されるのかを検討・議論することを通じて、自己の見解を論理的に展開する能力を養う。

(秋山担当)の授業では、債権各論及び担保法に関する分野において、具体的な事例ないし設問において何が問われているのかを的確に分析し、問題点を抽出し、問題点の解決においてどのような考え方を採ることができるのか、多様な側面からのアプローチを試み、その中から最も望ましいと思われる考え方を論理的に展開する力を養う。

授業のすすめ方

研究者教員と実務家教員がそれぞれ5週ずつ担当する演習である。

(直井担当)の授業では、民法総則ならびに債権総論の分野を対象に、判例等にあらわれた具体的事例に関する

報告に基づき、そこに見られる法的課題に関して双方向的授業を実施する。報告者には判例の事案・問題点等に関する詳細な

報告メモを作成の上で、それ以外の参加者には予習として設問に対する答えについての簡単なメモを作成の上で、

授業に出席し討論に参加することが求められる。

(秋山担当)の授業では、主として債権各論および担保法の分野を対象に、具体的事例に基づいて、その内容を詳しく検討していく。各回のテーマについては、受講生に対して質疑応答を行い、問題点の理解を深め、事例の解釈基準を考える。

授業内容と方法の詳細については、各教員担当の初回に具体的に説明することにした。

注)本科目のシラバス上の「授業形態」には「講義」と表示されますが、本科目の実質内容は「演習」です。

授業計画

- 第1週 「虚偽表示と94条2項類推適用」、「錯誤・詐欺・強迫と情報提供義務」担当:直井義典
- 第2週 「代理権の不当な行使」、「無権代理・表見代理と相続」担当:直井義典
- 第3週 「債権者代位権とその転用」、「詐害行為取消権(1)」、「詐害行為取消権(2)」担当:直井義典
- 第4週 「債権譲渡と対抗要件」、「異議を留めない承諾」担当:直井義典
- 第5週 「相殺」、「準占有者に対する弁済・相殺」担当:直井義典
- 第6週 「譲渡担保」、「集合動産譲渡担保と動産売買先取特権」担当:秋山知文
- 第7週 「請負契約における所有権帰属」、「抵当権に基づく妨害排除・明渡請求」、「法定地上権と一括競売」担当:秋山知文
- 第8週 「特定物売買における危険負担」、「契約解除の要件・効果」担当:秋山知文
- 第9週 「瑕疵担保責任」、「賃貸人の交替」、「転貸借」担当:秋山知文
- 第10週 「契約の相対的効力」、「同時履行の抗弁権」、「不当利得と転用物訴権」担当:秋山知文

成績評価方法

期末試験の結果及び授業における議論や参加態度を総合して評価する。評価基準は筆記試験を80%、授業での参加態度(平常点)を20%とする。

教科書

(直井担当部分)

鎌田薫・加藤新太郎・須藤典明・中田裕康・三木浩一・大村敦志『民事法I〔第2版〕』一総則・物権(日本評論社、2010年)、

鎌田薫・加藤新太郎・須藤典明・中田裕康・三木浩一・大村敦志『民事法II〔第2版〕』一担保物権・債権総論(日本評論社、2010年)を教科書として使用する。

(秋山担当部分)

鎌田薫・加藤新太郎・須藤典明・中田裕康・三木浩一・大村敦志『民事法II〔第2版〕』一担保物権・債権総論(日本評論社、2010年)、

鎌田薫・加藤新太郎・須藤典明・中田裕康・三木浩一・大村敦志『民事法III〔第2版〕』一債権各論(日本評論社、2010年)を教科書として使用する。

参考書

適宜指示する。



01NA155 刑事訴訟実務の基礎II

1.0 単位, 3 年次, 春AB 金7

高橋 理恵

授業概要

刑法, 刑事訴訟法の基本的な理解がされていることを前提として, 事例問題や記録教材を用い, 刑法, 刑事訴訟法の理論が, 実務においてどのように運用されているかを学習し, 刑事手続全般についての理解を深め, 刑事実務の基礎的な知識を習得します。

備考

授業形態

演習

授業の到達目標

具体的な事例に即した問題発見能力, 事実認定の基礎的な能力, 刑事法の解釈・適用能力, 刑事訴訟を運用する基礎的な能力を涵養することを目標とします。

授業のすすめ方

具体的な事例に即した問題発見能力, 事実認定の基礎的な能力, 刑事法の解釈・適用能力, 刑事訴訟を運用する基礎的な能力を涵養することを目標とします。

授業計画

- 第1 捜査の端緒, 職務質問, 任意捜査等
回 [講義の概要] ガイダンス, 捜査手続の流れ(事件発生から事件送致, 終局処分までの概要)を説明する。
- 第2 所持品検査, 違法収集証拠の証拠能力[講義の概要] 職務質問の際の有形力の行使, 所持品検査の適法性の判断, 違法収集証拠の証拠能力について検討する。
- 第3 搜索・差押等
回 [講義の概要] 搜索・差押等に関する捜査手続上の諸問題について検討する。
- 第4 逮捕・勾留(事件記録教材第6号第1, 第2分冊に基づいて)
回 [講義の概要] 逮捕・勾留手続の実務上の諸問題について検討する。
- 第5 検察官の終局処分(事件記録教材第6号第1, 第2分冊に基づいて)
回 [講義の概要] 終局処分の種類, 第6号事件の処分について検討する。
- 第6 公判準備(事件記録教材第6号第1, 第2分冊に基づいて)
回 [講義の概要] 事件記録教材に基づいて, 証拠の選択等について検討する。
- 第7 公判前整理手続[講義の概要] 公判前整理手続の具体的な制度と実務上の運用について検討する。
- 第8 訴因の特定と公判の冒頭手続
回 [講義の概要] 訴因の意義, 機能, 訴因の特定, 冒頭手続等について検討する。

第9 証拠法 伝聞法則とその例外[講義の概要] 証拠法に関する実務上の諸問題について
回 て検討する。

第 証拠法 自白法則[講義の概要] 自白法則に関する実務上の諸問題について検討す
10回 る。

成績評価方法

期末試験 60%

平常点（授業中の発言内容等） 10%

中間課題 30%

教科書

特に指定しません。各自がこれまで使用してきた刑事法の基本書，参考書，判例集等を使用してください。なお，講義には六法を持参してください。

参考書

必要に応じて，予習事項において，適宜指示します。



01NA076 刑法総合演習I

1.0 単位, 3 年次, 春AB 金8

渡邊 卓也

授業概要

刑法総論・各論に関する基本的な知識・理解を土台として、最新の議論状況を踏まえた(時として複雑な)事案を題材として、個々の論点の内容を再確認した上で、事実関係の抽出や複数の論点がある場合の重点配分などの実践的な問題分析力・答案構成力の修得を目標とする。

備考

2009年度以前の「刑事法総合演習〔刑法・刑事訴訟法〕」の一部

授業形態

演習

授業の到達目標

本演習では、「刑法I」及び「刑法II」等の講義科目における刑法理論についての十分な理解を前提として、そのなかでも理論的・実務的に特に重要と思われる刑法上の論点について、より深く検討する。その検討を通じて、学説・判例の立場の理論的背景を理解した上で、具体的事例を自ら説得的論拠をもって解決し、論述する能力を獲得することを目標とする。

授業のすすめ方

各回、事例問題を作成・提示しておき、受講生は予めその答案を作成して授業に臨み(当該答案はレポートとして回収する)、質疑応答方式により、各論点について議論・検討していくという方式をとる。なお、事例問題については、刑法総論上の論点を中心としつつ、適宜、刑法各論上の論点を組み合わせて作成する。

授業計画

- 第1 第三者による介入行為、被害者自身の行為の介在、行為者自身の事後的行為が存
回 在する場合の因果関係の存否について検討し、判例における判断枠組みについての
理解を深める。
- 第2 作為義務の発生根拠に関する学説及び不作為犯における因果関係の存否の判断方
回 法について検討し、不作為犯成立の限界についての理解を深める。
- 第3 強制や欺罔により、被害者が瑕疵ある意思に基づいて同意を与えた場合の処理につ
回 いて検討し、併せて、自殺と殺人の区別についての理解を深める。
- 第4 正当防衛状況を自ら作出するなど、当該状況について帰責性がある者が相手に反撃
回 を加えた場合について検討し、正当防衛の正当化根拠やその論理構造についての理
解を深める。
- 第5 正当防衛状況について誤信し、しかも、仮に認識どおりに正当防衛状況にあったとし

- 回　ても相当性が欠ける行為を行った場合について検討し、正当防衛類似の状況についての理解を深める。
- 第6回　アルコール類や薬物の使用によって、自ら責任無能力状態を作出して犯罪行為に及んだ場合について検討し、責任能力を必要とする意義についての理解を深める。
- 第7回　中止犯の要件とその具体的判断基準について、減免根拠に関する見解の対立に溯って検討し、判例の立場の理論構造についての理解を深める。
- 第8回　共犯者間で認識内容が異なる場合における成立犯罪について検討し、その理論的根拠との関係で、罪名従属性ないし事実の錯誤論についての理解を深める。
- 第9回　犯罪の完成前に共犯関係からの離脱した場合の、その後に発生した結果の帰責可能性について検討し、共犯における因果関係の必要性和その内容についての理解を深める。
- 第10回　犯罪完成前の途中からの加功の場合における、共犯関係成立の可能性について検討し、共犯における因果関係ないし共犯理論の意義についての理解を深める。

成績評価方法

質疑応答等の平常点10%、レポート点20%、期末試験70%。

教科書

検討する事例を事前に課題として配布する。個々の論点の内容及び参照判例につき、教科書、判例集、調査官解説、評釈類等で確認しておくこと。

参考書

自習のための論述式事例問題の演習書として、

1. 井田良＝佐伯仁志＝橋爪隆＝安田拓人『刑法事例演習教材 第2版』(有斐閣、2014年)
2. 島田聡一郎＝小林憲太郎『事例から刑法を考える 第3版』(有斐閣、2014年)
3. 只木誠編『刑法演習ノート 刑法を楽しむ21問[第2版]』(弘文堂、2017年)
4. 甲斐克則編『刑法実践演習』(法律文化社、2015年)



01NA005 民法I〔総則・物権総論〕

2. 0単位, 1 年次, 春A 土2, 3;春B 木7, 8

直井 義典

授業概要

本講義では、担保物権を除く物権法、および、民法総則のうち「物」ならびに時効に関する箇所を取り扱う。民法全体における物権法の位置付けについて理解するとともに、講義対象となる制度に関する基本的知識(特に、要件・効果・立法趣旨)を身につけることを目的とする。また、特に本講義が1年次配当の基本科目であり民事系科目の入門をなすことから、法的なものの考え方、議論・論証の仕方を、条文・判例などの素材を用いて修得できるようにする。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

1. 法的なものの考え方、論証・議論の仕方を身に付ける。
2. 民法総則(「物」・時効)および物権法(担保物権法を除く)に関する基本的な知識を身に付ける。
3. 民法の基本的な判例を読解できる能力を身に付ける。

授業のすすめ方

あらかじめ配布するレジュメを用いながら受講者が教科書の該当箇所を読んできていることを前提として、簡単な事例を用いながら講義対象となる制度に付き条文から出発しつつ、要件・効果・立法趣旨を講ずる。また、判例の読み方を身に付けるために、判例集を用いて判例を詳細に検討することも行う予定である。

講義の対象者は全くの法学未修者である。そのため、いささかなりとも民法を学んだことのある者にとっては平易な講義であると感じられるかもしれないが、説明の方法・制度の対比の仕方など、法学既修者にも得るところはあるはずである。

授業計画

第1 民法概論・物の分類・物権の基本的性質

週 民法典の全体構造について講じた後に、その中での物権法の位置づけについて説明する。さらに、物の種類、物権の意義及び基本的な性質について、債権との対比をしながら説明していく。また、一物一権主義・物権法定主義など、物権法の基礎的な概念についても説明する。

第2 物権変動論の基礎・意思主義

週 次週以降で取り扱う物権変動の各論的テーマを検討する前提として、物権変動の意義、意思主義、公示の原則など、物権変動論の基礎となる概念について説明する。

第3 不動産物権変動論(1)

週 不動産登記制度の概要を説明した後、民法177条に関する解釈論を展開する。また、不動産物権変動における民法94条2項類推適用論について説明する。

第4 不動産物権変動論(2)

週 登記を対抗要件とする物権変動のうち、取消し・解除と登記、相続と登記、取得時効と登記について、判例を検討しながら説明する。

第5 動産物権変動論

週 動産の物権変動について、対抗要件具備の方法である引渡し、取引の安全を図る制度としての即時取得について論じる。また、特別法上の対抗要件具備方法である動産譲渡登記などの引渡し以外の対抗要件具備の方法についても触れる。

第6 小テストならびに占有権

週 占有権の効力につき、取得時効に関わる規定と占有訴権を中心に説明する。

第7 物権的請求権・時効総論

週 物権侵害に対する救済手段である物権的請求権について、果実收取権や費用償還請求権も含めて説明する。また、時効総論として時効制度の存在意義について説明する。

第8 時効各論

週 時効各論として、取得時効・消滅時効それぞれの内容、時効の中断ならびに停止、時効の効果について説明する。また、消滅時効以外の権利行使期間制限についても触れる。

第9 所有権

週 所有権の内容、相隣関係について説明した後、共有に関し対内的・対外的関係を中心に説明する。さらに、所有権の取得方法につき添付を中心に説明する。

第10 用益物権

週 各種用益物権につき、その内容・効力を中心に説明する。

成績評価方法

平常点10%・小テスト10%・期末試験80%で評価する。

教科書

内田貴『民法I 第4版』(東京大学出版会・平成20年)

参考書

佐久間毅『民法の基礎1 第3版』(有斐閣・平成20年)

佐久間毅『民法の基礎2』(有斐閣・平成18年)

潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選I 総則・物権 第7版』(有斐閣・平成27年)



01NA503 基礎ゼミI

1.0 単位, 1 年次, 春B 土2,3

直井 義典, 白石 友行, 中野 竹司

授業概要

初学者を念頭に、民法について、今後の学習方法の方向性を把握してもらうことを目指す。法科大学院入学を検討している有職社会人も対象である。民法の重要論点を含む事例問題を題材に用いる。特に、法的議論の進め方の特徴を概括的にでも理解すること、基本書や判例を読む際の注意点、使用方法に留意する。以上により、法学学習の最初期に学習の骨格部分を固め、以降の学習に臨む態勢を整える。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

民法について、今後の学習方法の方向性を把握し、法的議論の進め方の特徴を概括的にでも理解すること。基本書や判例を読む際の使用方法を理解すること。同時に、民法の基本的な仕組み、発想に慣れること。

授業のすすめ方

民法の重要論点を含む事例問題を用いる。予習、復習は不要。「物権変動」及び「意思表示の瑕疵(強迫・表見代理、詐欺取消)」について、各5回の授業のうち、それぞれ第1回は学者教員が当該問題のために必要な論点・基礎知識について解説する。それを踏まえて、残りの各4回は実務家教員が実践的な解説を行う。具体的事案に一般的抽象的な法規範を解釈、適用して事案の解決を導く、という法的議論の進め方を、事実認定⇒法解釈⇒法適用、条文⇒趣旨⇒要件定立⇒あてはめ、というかたちで、受講者と一緒に実際に行う。

答案作成も実際に行ってもらうが、不十分で構わない。

授業計画

第1回 【物権変動】論点・基礎知識の解説

第2回 【物権変動】法的議論の進め方、答案作成のために必要な論点の分析、答案の作成

第3回 【物権変動】答案の作成

第4回 【物権変動】作成された答案を使用した解説・分析

第5回 【物権変動】作成された答案を使用した解説・分析

第6回 【意思表示の瑕疵】論点・基礎知識の解説

第7回 【意思表示の瑕疵】法的議論の進め方、答案作成のために必要な論点の分析、答案の作成

第8回 【意思表示の瑕疵】答案の作成

第9回 【意思表示の瑕疵】作成された答案を使用した解説・分析

第10回 【意思表示の瑕疵】作成された答案を使用した解説・分析

成績評価方法

日ごろの授業への参加度90%、答案作成10%

教科書

参考書

1. 内田貴,『民法I 第4版: 総則・物権総論』(有斐閣・2008年)
2. 潮見佳男・道垣内弘人編,『民法判例百選I(第7版)』(有斐閣・2015年)



01NA079 刑法III

2.0 単位, 2 年次, 春AB 土2,3

山内 久光, 岡上 雅美

授業概要

理論的・実務的に重要であり、刑法全体の総合的・体系的理解を可能とするような刑法総論と刑法各論の重要トピックを選び、問答形式を主体とする授業を通じて、これらに集中的な検討を加える。授業は、研究者教員である岡上が理論面の解説を行い、山内弁護士が実務的な観点から実践的な問題についてそれぞれ解説するものとなる。受講者が、問題の所在、最新の学説および判例の状況を正確に把握した上で、実務的思考も重視しながら論理的思考力を身に付け得るように、事例問題を通じて、総論および各論をより深く理解し、それに基づいた応用力を発展させるような授業としたい。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

本科目は、「刑法I」と「刑法II」で一通り刑法の基礎知識をもつ者を対象とし、刑法における理論上・実務上重要な問題点を取り上げ、受講者の基礎的学識の深化をはかり、かつ、応用の利く柔軟な法的思考力・事例分析力を涵養して、受講者に実務法曹として必要な問題発見能力および問題解決能力を獲得させることを目標とする。

授業のすすめ方

あらかじめ事例問題、予習用の小問および関連文献を指示したレジュメを配布する。十分な予習を持って授業に臨んでもらえるように、各回の授業の前に、毎週、予習課題を提出していただくことにする。

注)本科目のシラバス上の「授業形態」には「講義」と表示されますが、本科目の実質内容は「演習」です。

授業計画

下記の順序は、一応の目安であり、またすべての論点を掲げたものではなく、大づかみな論点を列挙する。

第1 (山内)因果関係論

回 (岡上)実行行為

早すぎる結果の実現/正当防衛の行為の一個性/過失犯の実行行為/未遂犯(危険・処罰根拠)/間接正犯の実行の着手

第2 (山内)実行行為論

回 (岡上)暴行・傷害罪

殺人罪/故意1/因果関係1

「客観的事実:石を投げたら、人に当たって死亡した/傷害を負った。」この場合に、弁護人の主張として、または罪責を重くする主張として、どのようなことが可能かを考えさせる。行為者の主観・因果関係の設定により、不可罰～殺人罪までのバリエーションがありうることを考えてもらい、解説するというのはどうか。

第3 (山内)違法性論

回 (岡上)違法阻却論/自殺関与罪

違法性の本質;違いが現われる諸例

自殺関与罪(生命の放棄可能性/被害者の承諾/共犯1の従属性/偽装心中を例に、行為無価値と結果無価値の概説)、正当防衛と近時の判例(積極的加害意思/防衛行為の個数など)

第4 (山内)共犯論1

回 (岡上)共犯論2一般・共犯の諸問題

現行法の概観/処罰根拠論(事例問題に入る前に知っておくべき総論的事柄)、その他、他の回で扱えない共犯の諸問題

・共犯論は重要性が高いため、数回に分けて登場させて、記憶を喚起した方がよい。

1コマ目:正犯論、共同正犯

2コマ目:狭義の共犯論

第5 (山内)共犯論2

回 (岡上)遺棄罪(殺人罪)

故意2/共犯3と不作為1

・共犯が絡む児童虐待事例、例えば「AとBの夫婦が、子に対して、共同して暴行を加え/片方が暴行を加え、他方が容認し/共謀の上、食事を与えず、死亡させた」などを用いて、正犯と共犯の区別(とくに不作為犯の場合)/不作為犯(作為義務/因果関係2)/保護責任者遺棄致死罪と殺人罪の区別(故意/共犯の錯誤)を扱うのはどうか。

第6 (山内)財産犯論・窃盗罪

回 (岡上)財産犯総論/窃盗罪

財産犯の体系が説明できるか確認

保護法益(平成元年判決)

占有の意義(論点をつぶすイメージ?最新判例は最判平成16年8月25日:占有離脱物横領罪との区別)

不法領得の意思(故意との違い、内容、使用窃盗・損壊の意思での窃取の扱い)

第7 (山内)強盗罪

回 (岡上)強盗罪/強盗殺人罪

強盗罪の基礎(現行法)

・利益強盗の成否(利益とは?債務を逃れるための暴行・脅迫事例)

事後強盗

・承継的共犯(新判例)

強盗殺人

・死者の占有、窃盗後の領得意思

第8

回 (山内)詐欺罪・横領罪

(岡上)詐欺罪

詐欺罪は重要なので、基礎事項の確認

以下、中級レベルの説明

・利益の意義(強盗罪と重複)

- ・処分行為(意識的～、無意識的～)
- ・損害の意義(相当対価を得た場合)
- ・証明書、航空券、その他の文書の不正取得と詐欺罪、暴力団性を隠してゴルフ場でのプレーした場合と詐欺罪
- ・三角詐欺

第9 (山内)その他の個人法益に対する罪

回 (岡上)横領罪/背任罪

この辺は、学習が完全でないことが推測できるので、基礎から解説してもよい。

- ・横領罪と背任罪の区別
- ・横領物の横領(不可罰的・共罰的事後行為の意義、罪数論)
時間があれば
- ・業務者(身分者)と非占有者(非身分者)との共犯関係
- ・親族相盗例(成年・未成年後見人の場合の適用可否)

第 (山内)国家社会法益に対する罪

10 (岡上)放火罪

回 現行法の構造

- 危険犯の意義(抽象的～、具体的～)
- 焼損の意義(最近の限定独立燃焼説まで)
- 公共危険の意義(平成15年4月14日判決)
- 公共危険の認識(必要説をとれば共犯の錯誤?教唆犯→公共危険の認識なし、正犯→あり)
- 監督過失(過失構造論とも関連。不作為犯3)

- ・○数字は、重要論点として重複を推奨するもの。
- ・そのほか、贓物罪については、どこかでいれても良いか。
- ・文書偽造罪 → 詐欺罪?偽造文書行使罪との罪数関係?

成績評価方法

学年末において達成度確認の趣旨で行う筆記試験の評点を基本とし、課題について課される提出物および授業中の質疑応答において確認される予習の有無・程度も平常点として考慮する。
その割合は前者を80%、後者を20%とする。

教科書

刑法においては、とにかく判例が重要である。下記の2冊判例集は、必ず携えて受講されたい。
講義の都合上、他の判例集では不可とする。
各自で利用する基本書とともに参照できた方がよい。

1. 西田典之・山口厚・佐伯仁志著、『判例刑法 総論』『判例刑法 各論』(ともに第6版、有斐閣)

参考書



01NA073 商法総合演習

1.0 単位, 3 年次, 春A 土2,3

大塚 章男

授業概要

商法I~IIIで修得した基礎知識を基にして、その理解を深化させ、かつ具体的事案を解決する能力や論文を作成する能力を養うことを目標とする。

備考

授業形態

演習

授業の到達目標

商法I~IIIで修得した基礎知識を基にして、その理解を深化させ、かつ具体的事案を分析し解決する能力や起案する能力を滋養することを目標とする。

授業のすすめ方

受講者は予め配布する事例問題を、参考文献等を見ずに分析・検討し、起案すること。なお事例問題は実務に即した問題であり、これは十分な猶予期間をもって配布する。その後文献を調査するなどして事例問題を各自十分に研究し、教室での議論の準備をして頂きたい。また毎週、最後に基礎的な事項を確認する小テストを実施する予定である。以上により、基礎力を確認し、事案分析能力と法律文書起案能力を養って頂きたい。

授業計画

各回の事例問題のテーマは以下のとおりである。ページ数は教科書の該当ページである。

- 第1回 株主総会(事例検討)
- 第2回 株主総会、模擬確認テスト(65-94,133-168)
- 第3回 取締役・取締役会(事例検討)
- 第4回 取締役・取締役会、確認テスト(168-203,214-254)
- 第5回 新株発行(事例検討)
- 第6回 新株発行、確認テスト(304-345,274-295,95-118)
- 第7回 企業再編(事例検討)
- 第8回 企業再編、確認テスト(366-451)
- 第9回 総合問題(事例検討)
- 第10回 総合問題、確認テスト(28-64,121-131,255-274,295-303,357-358)

授業は2回150分を100分、50分程度に分けて実施する予定である。確認テストは後半50分の枠内で実施する予定である。

成績評価方法

総合評価は、20%を確認テスト(2週目から5週目まで4回、各5%)の点数、80%を期末試験の結果とする。

教科書

教科書は下記を使用する。確認テストはこの教科書を基準に実施する。

1. 伊藤・大杉・田中・松井, 会社法 第3版 (LEGAL QUEST)(有斐閣、2015)

参考書

参考書として、江頭憲治郎『株式会社法(第6版)』(有斐閣、2015年)、ジュリスト会社法判例百選(第2版)、東京地裁商事研究会『類型別会社訴訟III(第3版)』(判タ社、2011年)、伊藤ほか『事例で考える会社法』(有斐閣、2011年)をあげておく。



01NA021 憲法I-1〔人権〕

2.0 単位, 1 年次, 春AB 土4,5

大石 和彦

授業概要

日本国憲法所定の基本的人権のうち、主に精神的自由権を中心とする部分を素材に、人権編解釈論の基本的な思考法を身につける。特に初学者に対しては、人権分野の学習法(「基本書」や判例を読む際の注意点)についても折に触れつつ指摘する。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

日本国憲法第3章所定の基本的人権規定の中でも特に自由権制約の合憲性審査の基本的作法につき、それぞれの規定の歴史的背景や学理的構造、判例による具体化のあり方等を視野に入れつつ理解すること。なお本科目では人権総論、包括的基本権、平等原則、精神的自由権までをカバーし、経済的自由権や、国家による具体化を必要とする抽象的権利については「憲法I-2」で扱う。

授業のすすめ方

各回の授業に先立ち授業案内用レジュメを配布する。時間が許す範囲で予習し、どこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにした上で授業に臨んでいただくと、より効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない(そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である。

授業は基本的に講義形式で行う。

授業計画

第1 包括的基本権

- 週
- ・幸福追求権の保護領域を広く解する説と狭く解する説
 - ・判例(京都府学連事件、前科照会事件、早稲田大学江沢民氏講演会事件、住基ネット訴訟などを通して見た後、原告勝訴と敗訴を分けたものにつき分析検討する)

第2 思想良心の自由

- 週
- ・日本国憲法における精神的自由権保障の全体構造
 - ・内心の自由(絶対保障)と外部的行為の自由(相対保障)
 - ・思想良心の自由の保護領域を広く解する説と狭く解する説
 - ・判例(謝罪広告事件、君が代裁判など)

第3 表現の自由(1) —表現の自由の保護領域—

- 週 ・表現しない自由、他人が発信した表現を受信する権利(知る権利)、意見ではなく単なる事実の伝達(報道)の自由、取材の自由、反論権、表現活動のための便宜を国から提供してもらう権利は「表現の自由」に含まれるか？
・判例(よど号ハイジャック記事抹消事件、博多駅事件、レベタ法廷メモ事件、石井記者事件、NHK記者証言拒否事件、サンケイ新聞事件、NHK「生活ほっとモーニング」事件、船橋市図書館事件など)
- 第4 表現の自由(2) —制約の態様と合憲性審査の手法—
- 週 ・表現内容着目規制と表現内容中立規制
・「検閲」と事前抑制(札幌税関検査事件、北方ジャーナル事件、「石に泳ぐ魚」事件)
- 第5 前半の補遺
- 第6 信教の自由と政教分離・学問の自由と大学の自治
- 週 ・内心の自由(信仰の自由・研究の自由)と外部的行為の自由(宗教活動および宗教的結社の自由・研究発表および教授の自由)
・人権保障と制度的保障
・信教の自由に関する判例(加持祈祷事件、エホバの証人剣道実技拒否事件、オウム真理教解散命令事件など)
・政教分離に関する判例(津地鎮祭事件、箕面忠魂碑訴訟、大阪地蔵像事件、愛媛玉串料事件、空知太神社事件など)
・学問の自由と大学の自治に関する判例(ポポロ事件、旭川学テ事件)
- 第7 平等権
- 週 ・違憲審査基準の寛厳を左右する要因(1):人間のどういう「属性」(人種、性別など)に着目した区別か
・違憲審査基準の寛厳を左右する要因(2):不平等配分されている利益の重要度
・判例(平成20年以降に憲法の勉強を始めた人がまず見るべきは国籍法違憲判決。さらに婚外子相続分規定違憲決定などにも言及)
- 第8 人権保障の射程範囲(1)
- 週 ・人権保障の人的射程範囲(天皇、法人、外国人に日本国憲法の人権保障は及ぶか)
・人権保障が及ばない法関係?(かつて「特別権力関係」と呼ばれたものと、その現在)
- 第9 人権保障の射程範囲(2)
- 週 ・国による人権侵害ばかりでなく私人による人権侵害(例えば子供のいじめ)にも憲法が適用されるか？
・個人が個人の権利を侵害するケース(「外国人お断り」事件など)
・組織が所属メンバー(個人)の権利を侵害するケース(三菱樹脂事件、南九州税理士会事件、国労地本事件など)
- 第10 全体の補遺
- 週

成績評価方法

期末試験100%

教科書

芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法【第六版】』(岩波書店 2015年3月5日)

さらに上述(授業のすすめ方)のとおり、担当教員が用意する授業案内レジュメを配布する。

参考書

長谷部恭男ほか編『憲法判例百選I【第6版】』(有斐閣 2013)

渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法1 人権【第6版】』(有斐閣アルマ 2016)

野中俊彦ほか『憲法I(第5版)』(有斐閣 2012)

小山剛『「憲法上の権利」の作法(第3版)』(尚学社 2016)



01NA028 憲法I-A〔人権〕

2.0 単位, 1 年次, 春AB 土4,5

大石 和彦

授業概要

日本国憲法所定の基本的人権のうち、主に精神的自由権を中心とする部分を素材に、人権編解釈論の基本的な思考法を身につける。特に初学者に対しては、人権分野の学習法(「基本書」や判例を読む際の注意点)についても折に触れつつ指摘する。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

日本国憲法第3章所定の基本的人権規定の中でも特に自由権制約の合憲性審査の基本的作法につき、それぞれの規定の歴史的背景や学理的構造、判例による具体化のあり方等を視野に入れつつ理解すること。なお本科目では人権総論、包括的基本権、平等原則、精神的自由権までをカバーし、経済的自由権や、国家による具体化を必要とする抽象的権利については「憲法I-B」で扱う。

授業のすすめ方

各回の授業に先立ち授業案内用レジュメを配布する。時間が許す範囲で予習し、どこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにした上で授業に臨んでいただくと、より効果的であろう。もっとも予習段階で完全に正解に達している必要はない(そうでなければ、授業は無意味であろう)。自分なりに考えてどこまでわかったか、どの部分がわからないかを明らかにしておけば、予習段階では十分である。

授業は基本的に講義形式で行う。

授業計画

第1 包括的基本権

- 週
- ・幸福追求権の保護領域を広く解する説と狭く解する説
 - ・判例(京都府学連事件、前科照会事件、早稲田大学江沢民氏講演会事件、住基ネット訴訟などを通して見た後、原告勝訴と敗訴を分けたものにつき分析検討する)

第2 思想良心の自由

- 週
- ・日本国憲法における精神的自由権保障の全体構造
 - ・内心の自由(絶対保障)と外部的行為の自由(相対保障)
 - ・思想良心の自由の保護領域を広く解する説と狭く解する説
 - ・判例(謝罪広告事件、君が代裁判など)

第3 表現の自由(1) —表現の自由の保護領域—

- 週 ・表現しない自由、他人が発信した表現を受信する権利(知る権利)、意見ではなく単なる事実の伝達(報道)の自由、取材の自由、反論権、表現活動のための便宜を国から提供してもらう権利は「表現の自由」に含まれるか？
・判例(よど号ハイジャック記事抹消事件、博多駅事件、レベタ法廷メモ事件、石井記者事件、NHK記者証言拒否事件、サンケイ新聞事件、NHK「生活ほっとモーニング」事件、船橋市図書館事件など)
- 第4 表現の自由(2) ー制約の態様と合憲性審査の手法ー
- 週 ・表現内容着目規制と表現内容中立規制
・「検閲」と事前抑制(札幌税関検査事件、北方ジャーナル事件、「石に泳ぐ魚」事件)
- 第5 前半の補遺
- 第6 信教の自由と政教分離・学問の自由と大学の自治
- 週 ・内心の自由(信仰の自由・研究の自由)と外部的行為の自由(宗教活動および宗教的結社の自由・研究発表および教授の自由)
・人権保障と制度的保障
・信教の自由に関する判例(加持祈祷事件、エホバの証人剣道実技拒否事件、オウム真理教解散命令事件など)
・政教分離に関する判例(津地鎮祭事件、箕面忠魂碑訴訟、大阪地蔵像事件、愛媛玉串料事件、空知太神社事件など)
・学問の自由と大学の自治に関する判例(ポポロ事件、旭川学テ事件)
- 第7 平等権
- 週 ・違憲審査基準の寛厳を左右する要因(1):人間のどういう「属性」(人種、性別など)に着目した区別か
・違憲審査基準の寛厳を左右する要因(2):不平等配分されている利益の重要度
・判例(平成20年以降に憲法の勉強を始めた人がまず見るべきは国籍法違憲判決。さらに婚外子相続分規定違憲決定などにも言及)
- 第8 人権保障の射程範囲(1)
- 週 ・人権保障の人的射程範囲(天皇、法人、外国人に日本国憲法の人権保障は及ぶか)
・人権保障が及ばない法関係?(かつて「特別権力関係」と呼ばれたものと、その現在)
- 第9 人権保障の射程範囲(2)
- 週 ・国による人権侵害ばかりでなく私人による人権侵害(例えば子供のいじめ)にも憲法が適用されるか？
・個人が個人の権利を侵害するケース(「外国人お断り」事件など)
・組織が所属メンバー(個人)の権利を侵害するケース(三菱樹脂事件、南九州税理士会事件、国労地本事件など)
- 第
- 10 全体の補遺
- 週

成績評価方法

期末試験100%

教科書

1. 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法【第六版】』(岩波書店 2015年3月5日)

さらに上述(授業のすすめ方)のとおり、担当教員が用意する授業案内レジュメを配布する。

参考書

1. 長谷部恭男ほか編『憲法判例百選I【第6版】』(有斐閣 2013)
2. 渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法1 人権【第6版】』(有斐閣アルマ 2016)
3. 野中俊彦ほか『憲法I(第5版)』(有斐閣 2012)
4. 小山剛『「憲法上の権利」の作法(第3版)』(尚学社 2016)



01NA159 要件事実論I

1.0 単位, 2 年次, 春A 土4,5

植草 宏一

授業概要

本科目では、民事紛争における基本的な紛争類型別の要件事実(実体法上の法律効果を発生させる実体法上の法律要件に該当する具体的事実)の構造(請求原因・抗弁・再抗弁等)を理解させることを目標とする。

備考

2009年度以前の「要件事実論・事実認定論」の一部

授業形態

演習

授業の到達目標

実体法上の法律効果を発生させる実体法の法律要件に該当する具体的な事実(要件事実)については、実体法及び手続法の基本的な理論教育だけでは、個々の事案において具体的にどこまで主張立証すれば足りるのかについて、受講生が十分に理解することは難しい。そこで、従来から司法研修所等において研究され、判例理論においても定着した要件事実論を習得して、個々の紛争類型ごとに分析する法的な実務処理能力を身につけることが必要となる。

本科目は、個々の基本的な紛争類型における要件事実の構造(請求原因・抗弁・再抗弁等)について講義し、本科目の応用・発展科目である「要件事実論II」の授業のための基本知識を習得させることを到達目標とする。

授業のすすめ方

授業に先立ち、授業案内用レジュメを配布する。そこには、教科書の概要及び論点を摘示して、授業ではそれらの論点につき受講者に質問しつつ進行する。受講者は、事前にレジュメに基づき予習したうえ、授業に臨んでもらいたい。

授業計画

第1週 実務から見た民事訴訟の基本的構造

売買契約に基づく代金支払請求訴訟及び目的物引渡請求訴訟

第2週 貸金返還請求訴訟

所有権に基づく不動産明渡請求訴訟

第3週 不動産登記手続訴訟

第4週 賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求訴訟

第5週 動産引渡請求訴訟等

成績評価方法

期末試験の結果及び授業における議論や参加態度を総合して評価する。評価基準は、学期末に実施する筆記試験を80%、授業での議論・参加態度を20%とする。

教科書

司法研修所編「新問題研究 要件事実」

司法研修所民事裁判教官室編「改訂紛争類型別の要件事実」

参考書

司法研修所民事裁判教官室編「民事訴訟における要件事実第1巻」

司法研修所民事裁判教官室編「民事訴訟における要件事実第2巻」



01NA080 刑事訴訟法II

1.0 単位, 2 年次, 春B 土4,5

岩下 雅充

授業概要

「刑事訴訟法I」で得られた基本の知識・理解をもとに、刑事訴訟法の重要論点を取り上げて検討することで、刑事訴訟法に関する知識・理解を深化させるのとともに、法的な思考力・分析力を高めてもらう。

備考

2013年度以後の入学者のみ履修可能

授業形態

講義

授業の到達目標

刑事訴訟法の重要論点に関する法解釈・法適用のあり方の修得

授業のすすめ方

「刑事訴訟法I」で得られた基本の知識・理解をもとに、刑事訴訟法の重要論点を取り上げて検討することで、刑事訴訟法に関する知識・理解を深化させるのとともに、法的な思考力・分析力を高めてもらう。授業のねらいは、架空の事例あるいは判例の事案を用いた論点の検討によって、ポイントとなる事実関係を的確に把握すること、法の解釈に慣熟すること、そして、法のあてはめを具体的に会得することにある（「コア・カリキュラム(共通的な到達目標モデル(第二次案修正案))：刑事訴訟法」に示された項目に関して理解を深めることが目標となる）。

前提となる知識・理解を簡単に確認してから法解釈・法適用の妥当性について検討するというながれで授業はすすめられるが、いずれの場面でも質疑応答の機会が設けられるため、解答や発言に困らないように準備したうえで授業にのぞむことが必要となる。

注) シラバスにおける「授業形態」の項目には「講義」と表示されるが、授業の内容は実質において「演習」である。

授業計画

- 第1回 職務質問にともなう有形力の行使と所持品検査 / おとり捜査 / 写真撮影・ビデオ撮影
- 第2回 任意同行と逮捕 / 別件逮捕・別件勾留 / 接見交通
- 第3回 搜索・差押えに関連した処分 / 令状による搜索・差押えの範囲
- 第4回 逮捕にともなう搜索・差押えの範囲 / 特種の強制捜査
- 第5回 一罪の一部起訴 / 公判前整理手続 / 訴因の特定と訴因の変更 その1
- 第6回 訴因の特定と訴因の変更 その2 / 択一的認定

第7回 証拠の関連性 / 伝聞・非伝聞と伝聞例外 その1

第8回 伝聞・非伝聞と伝聞例外 その2 / 伝聞・非伝聞と伝聞例外 その3

第9回 自白の証拠能力および証明力 / 共犯者の供述 : その証拠能力と証明力

第10回 違法収集証拠の排除 / 派生証拠の排除

列挙されたテーマのうち特定のものに重点を置いた検討が必要になったときは、テーマの一部を扱わない。

成績評価方法

成績評価の材料となるのは、(1)授業期間の終了後に実施する筆記試験(期末試験)の結果[80%]と、(2)提出されたレポートの成果[20%]である。このうち(2)については、レポートの提出に代えて、授業時間に小テストを実施することがある。

教科書

1. 上口裕『刑事訴訟法[第4版]』(成文堂・2015年)
2. 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選[第10版]』(有斐閣・2017年)〈刊行予定〉

参考書

参考書は、第1回の授業で紹介する。

なお、必要に応じて、テーマに関連した資料ならびに要点をまとめたペーパーが配布される(細部にわたる知識や論理についてまとめたものを参照したいときは、「刑事訴訟法I」で配布されたレジュメによること)。



01NA162 刑事模擬裁判

1.0 単位, 3 年次, 春A 土4,5

森田 憲右, 石川 雅巳, 檜垣 直人, 津幡 智恵子, 井上 真

授業概要

刑事法の基礎を習得した者を対象に、模擬裁判を実施してその各段階に必要な文書の起案を実際にさせ、その起案について講評して刑事裁判において必要とされる法律文書の作成に関する基礎的な知識を習得させる。

備考

「民事模擬裁判」と交互で隔週開講
2012年度以前の「法律文書作成II」

授業形態

演習

授業の到達目標

刑事法の基礎を習得した者に対し、模擬裁判を経験させつつその各段階で必要となる文書の内主要な文書を起案させ、さらには証人尋問の準備と尋問等を受講者に実際にやってもらい、初歩的な刑事裁判実務に対応できる能力を獲得することを到達目標とする。

授業のすすめ方

授業は下記の授業計画のとおり行うが、受講者には講義前に模擬裁判事件記録を貸与する。受講者はその記録に基づき、文書の起案、証人尋問の準備、尋問を行うことになる。

授業計画

- 第1 配布済みの模擬裁判記録に基づき、起訴状や予想される争点の起案の提出、起訴状
回 についての講義、裁判官・検察官・弁護人の役割決定、公判前整理手続の傍聴、事情
聴取等次回の準備
- 第2 公判演習(冒頭手続)、検討メモの提出、講評、事情聴取等次回の準備
回
- 第3 公判演習(証人尋問等)、検討メモの提出、講評、事情聴取等次回の準備
回
- 第4 公判演習(証人尋問等)、意見書の提出、講評、事情聴取等次回の準備
回
- 第5 公判演習(被告人質問等)、判決主文メモの提出、講評
回

成績評価方法

最初の起案(起訴状,予想される争点等)30%,パフォーマンス(事件そのものに対する理解度,手続に対する理解度を中心に,訴訟態度,訴訟指揮,尋問内容,異議とその対処,グループ内の協力・連帯関係,教員との対話に至るまでの全体を通じてのもの。検討メモ,意見書,判決主文を含む。)70%

教科書

教科書は使用しない。但し、模擬裁判事件記録を貸与する。

参考書



01NA161 民事模擬裁判

1.0 単位, 3 年次, 春B 土4,5

植草 宏一

授業概要

民事訴訟実務の基礎を習得した者を対象とし、模擬裁判を実施してその各段階に必要な文書の起案を実際にさせ、その起案について講評して民事裁判において必要とされる法律文書の作成に関する基礎的な知識を習得させる。

備考

2012年度以前の「法律文書作成I」

授業形態

演習

授業の到達目標

民事訴訟手続の実務、特に争点(及び証拠)整理手続と集中証拠調べ手続を理解させるとともに、民事訴訟関係文書作成に関する基礎的な知識を習得させること。

授業のすすめ方

本科目は、民事手続法の基礎を習得した学生に対し、民事模擬裁判(特に争点及び証拠整理手続と集中証拠調べ手続)を実際に行わせ、また、訴訟の各段階に必要な訴訟関係文書を起案させ、その起案について講評する方法で演習を行う。

授業計画

第1週 訴状起案

模擬裁判のガイダンス(事例及び進行の説明、役割分担)

第2週 訴状起案の講評

準備書面起案

第3週 争点及び証拠整理

第4週 交互尋問

(準備書面とサマリー判決の自宅起案)

第5週 判決言渡し、事実認定についての討論

模擬裁判全般についての講評及び討論

成績評価方法

各起案内容と模擬裁判における参加態度から70%、レポートの内容から30%として、総合評価する。

教科書

事前に模擬裁判資料及びプリント教材を配布するほか、特に教科書は指定しない。

参考書

特に指定しない。



01NA101 法情報処理

1.0 単位, 1 年次, 春AB 土6,7

藤井 康子

授業概要

リーガル・リサーチ(法情報調査)の技能は、段階を踏んで体系的に学ぶことで、より早く正確に身に付けることができる。リサーチに必要な適切なツール(資料・データベース)の選択およびそれらの特徴を学び、情報収集・検索能力を高める。

備考

隔週開講

授業形態

講義

授業の到達目標

自分自身の力で必要な法情報を効率的に収集できるリーガル・リサーチの技能を身に付ける。

授業のすすめ方

法令・判例・文献を中心とする法情報の基礎知識およびリサーチ方法について学ぶ。
授業で学んだ内容を各自定着させるために、单元ごとに課題を出し、自宅からでも法情報データベースを使いこなせるようにする。可能な人は、毎回の授業にパソコンを持参すること。

授業計画

第 情報倫理及びリーガルリサーチについて

1 最初に、筑波大学eラーニングシステム「INFOSS情報倫理(速習版)」について、内容・アクセス方法について解説する。リーガルリサーチとは何か、そのスキルを鍛錬することの必要性について学ぶ。書誌、索引、目録を駆使した図書館活用術・インターネット活用術について説明する。また、法情報の種類・情報媒体の特性について説明する。

法令について1

法令リサーチに必要な基礎知識(法令の種類、公布、施行、改正、条文の構成、一部改正、法令番号など)を理解する。

第 法令について2～3

2 法令が収録されるツールの種類と特徴を理解する。

週 最新法令、改正法令、過去法令などさまざまな時点での法令検索方法について説明する。

法令について課題を出す。

第

法令課題の解説

3 判例について1～2

週 判例リサーチに必要な基礎知識(判例とは、日本の裁判所、裁判の種類、事件番号、判例がツールに収録されるタイミングなど)を理解する。
判例が収録されるツールの種類と特徴を理解する。

第 判例について3

4 最新判例、判例集に掲載されない判例、古い判例、各データベースによる収録の違い
週 などの判例検索方法とコツについて説明する。

文献について

法令・判例に関連する文献(法令・条文解説、コンメンタール、判例評釈、判例解説)について理解する。

関連分野の図書と論文について、それぞれの探し方の違い、入手方法、検索方法について説明する。

判例・文献について課題を出す。

課題解説のグループ分けを行う。

第 リサーチ演習・まとめ

5 グループごとに代表者が、前回の授業で出された課題について、検索過程をスクリーン
週 に投影しながら解説を行う

解説の途中で、授業全体で学んだ内容の復習としてコメントを入れて、リーガル・リサーチの重要ポイントを定着させる。

●開講日・時限(土 6限 16:35～17:50、7限 18:00～19:15)

第1週(第1・2回) 平成29年4月15日(土) 6限・7限

第2週(第3・4回) 平成29年4月22日(土) 6限・7限

第3週(第5・6回) 平成29年5月13日(土) 6限・7限

第4週(第7・8回) 平成29年5月20日(土) 6限・7限

第5週(第9・10回) 平成29年6月3日(土) 6限・7限

成績評価方法

授業内課題レポート(30%)、期末レポート(70%)

その他:単位取得要件として、筑波大学eラーニングシステム「INFOSS情報倫理(速習版)」を5月19日(土)までに受講の上、60点以上(100点満点)のスコアを獲得すること。

教科書

いしかわまりこ、藤井康子、村井のり子『リーガル・リサーチ』(日本評論社、第5版、2016)

参考書

[公式版のシラバスを表示](#)



01NA307 国際取引法

2.0 単位, 2・3 年次, 春AB 土6,7

大塚 章男

授業概要

本講座は,物品,資金,役務,知的財産に関わる国際取引(合併等の国際企業活動を含む)の法理論とケースを検討することにより国際取引法の全体構造を学ぶ。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

本授業を通じてtransnationalな取引・事業活動に関わる様々な諸問題に対して、適法かつ有効にこれらの問題を解決し、適切なリーガル・サービスやリーガル・プランニングを提供し得る基礎的能力を養成することを目指す。

授業のすすめ方

本講座は、物品、資金、役務、知的財産に関わる国際取引(合併等の国際企業活動を含む)に関する法領域を扱う。国際企業活動の枠組み、国際物品売買、製造物責任の国際的側面、国際企業進出、販売店と代理店、国際合併事業、国際企業買収、国際取引と紛争解決などについての法理とケースを検討することにより国際取引法の全体構造を学ぶ。

授業計画

授業方法としては、原則として毎回、当該項目についての講義を行い、最後15-20分程度で指定した判例等のマテリアルを素材に、随時発言を求めながら進めて行く形を予定している。

- 第1回 国際取引の構造と適法法規・法廷地など
- 第2回 国際取引と紛争(米国裁判制度を素材に)
- 第3回 国際取引の主体、主権免除等
- 第4回 国際売買の成立
- 第5回 国際売買と貿易条件
- 第6回 売買契約の決済
- 第7回 国際物品運送契約
- 第8回 製造物責任
- 第9回 国際販売店と代理店
- 第10回 国際マーケティングと反トラスト法
- 第11回 国際ライセンス
- 第12回 知的財産と反トラスト法

- 第13回 並行輸入I
- 第14回 並行輸入II
- 第15回 国際企業進出、親子会社問題
- 第16回 国際合併
- 第17回 企業買収
- 第18回 雇用差別
- 第19回 国際課税
- 第20回 国際取引紛争とその解決(国際商事仲裁を中心に)

成績評価方法

期末試験と質疑応答状況により判定する。

各講義における判例報告、および質問や議論の参加による貢献度:10%

期末試験の成績:90%

教科書

1. 大塚章男『事例で解く国際取引訴訟』(日本評論社、2007年)
2. 澤田壽夫ほか『マテリアルズ国際取引法(第3版)』(有斐閣、2014年)

使用するレジュメおよび資料は最初の授業時に一括して配布します。

参考書

1. 山田鐸一・佐野寛『国際取引法(第3版)』(有斐閣、2006年)
2. 高桑昭『国際商取引法(第3版)』(有斐閣、2011年)
3. 大塚章男『ケースブック国際取引法』(青林書院、2004年)
4. 中西・北澤・横溝・林『国際私法(LEGAL QUEST)』(有斐閣、2014年)
5. 国際私法判例百選(第2版)



01NA410 自治体法務

1.0 単位, 3 年次, 春AB 土6

榎本 洋一

授業概要

現代の地方公共団体は、地方自治の主体として、数次に及ぶ制度改革を経て大幅な権限強化が図られており、今後、法曹有資格者の活躍が期待される重要な領域となっている。本授業では、地方公共団体で生起する具体的事例を通じて、行政法だけでなく民法その他の基本法・特別法の知見や法曹としての思考様式や技能がどのように活用されているか検証するとともに、地方公共団体に関わる実践的法務知識を提供する。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

行政法、民法その他の法令が現実に活用される場面を把握し、地方公共団体に関わる実務的法知識と課題解決のための方法論の基礎を、具体的事例を素材としながら習得する。

授業のすすめ方

全体を自治体法務に関する通則的テーマと分野別テーマに二分し、適宜、自治体法務の現場で活躍する法曹有資格者ほかをゲストとして招き、担当教員や受講者との対話を通じる等して授業を進行していく。

授業計画

第1・2週

現代自治体法務の概要・行政訴訟等

第3・4週

行政不服申立て・行政手続制度・情報管理法務(情報公開・個人情報保護)

第5・6週

地方公共団体の財産・財務に関する法務

第7・8週

地方公共団体の都市計画・環境に関する法務

第9・10週

地方公共団体の福祉・教育に関する法務

第1週

第2週

第3週

第4週

第5週

成績評価方法

期末試験の評価75%、平常点(講義への参加・貢献程度)25%

教科書

教科書は特に指定しない。必要に応じレジュメ・資料を用意する。

参考書

櫻井敬子＝橋本博之『行政法＜第4版＞』(弘文堂、2013年)

稲葉馨＝下井康史＝中原茂樹＝野呂充編『ケースブック行政法＜第5版＞』(弘文堂、2014年)



01NA012 刑法I〔総論〕

2. 0 単位, 1 年次, 春AB 水7, 8

渡邊 卓也

授業概要

刑法総論の基本論点における最新の重要判例・学説に関する知識・理解を正確に身に付けた上で、時として抽象的であるこれらの議論がいかに関実の問題解決のために寄与しているのかを具体的な事例の学習を通じて理解して貰うことを目標とする。

備考

授業形態

講義

授業の到達目標

刑法の基礎理論及び刑法総論についての基礎知識の習得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実面に即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。

授業のすすめ方

本講義では、刑法の基礎理論及び刑法総論について概観する。具体的には、レジメの記載順序に従って、事例を交えながら刑事法的な論点を紹介し、適宜、質疑応答を行う。

授業計画

- 第1 刑法学の対象領域全体について概観した上で、刑法の基本原則について検討する。
回 特に刑法の大原則である罪刑法定主義とその派生原理について説明し、理解を促す。
- 第2 犯罪体系論について検討する。いわゆる三段階犯罪体系について概観した後、そこに
回 おける行為論及び構成要件論の機能や、各構成要素について説明し、理解を促す。
- 第3 因果関係論について検討する。犯罪の客観的構成要素としての因果関係の存否判断
回 について、最近の学説や判例における理論展開を踏まえて説明し、理解を促す。
- 第4 不作為犯論について検討する。物理的な働きかけをしなくとも行為者と評価される場
回 合のあることを説明し、その要件について、特に作為義務の発生根拠論を中心に検討し、理解を促す。
- 第5 違法論に共通する問題について検討する。違法の実質についての理論的な対立につ
回 いて概観した後、行為の正当性を理由とした一般的違法阻却規定について説明し、理解を促す。
- 第6 法益主体の同意論について検討する。同意による違法阻却が認められる場合の要件
回 とその効果について、生命・身体法益に関わる場合を中心に説明し、理解を促す。
- 第7 正当防衛論について検討する。正当防衛の正当化根拠に関する議論を概観した上

- 回 で、それとの関連で、その成立要件の解釈についての理論的対立について説明し、理解を促す。
- 第8 引き続き正当防衛論について検討する。過剰防衛や誤想防衛といった正当防衛類似
回 の状況について概観した上で、その法的処理について検討し、理解を促す。
- 第9 緊急避難論について検討する。その法的性格と成立要件について、正当防衛の場合
回 と対比しつつ概観した後、過剰避難や誤想非難といった緊急避難類似の状況について説明し、理解を促す。
- 第 責任論に共通する問題について検討する。責任概念の意義について説明した後、責
10 任能力の問題について、いわゆる原因において自由な行為の問題を取り上げて検討
回 し、理解を促す。
- 第 故意・錯誤論について検討する。未必の故意や概括的故意といった故意の限界を画
11 す概念について概観した上で、事実の錯誤の効果についての学説の対立について説
回 明し、理解を促す。
- 第 違法性の意識の問題について検討する。違法性の意識の位置付けとその要否に係る
12 学説の対立と判例の展開について説明した上で、事実の錯誤との異同について検討
回 し、理解を促す。
- 第 過失犯論について検討する。過失犯の構造に関する理論的対立について概観した上
13 で、過失犯の成立要件とその判断基準について説明し、理解を促す。
回
- 第 未遂犯論について検討する。未遂犯の成否を決する概念としての実行の着手の判断
14 基準、及び不能未遂とされる場合の判断基準を巡る学説・判例の展開を説明し、理解
回 を促す。
- 第 中止犯論について検討する。未遂犯の処罰根拠を踏まえつつ、中止犯の減免根拠に
15 ついて概観した後、その成立要件としての中止行為及び任意性の概念について説明
回 し、理解を促す。
- 第 共犯論の基礎について検討する。正犯との関係での共犯の位置付けを確認した後、
16 間接正犯概念及び共同正犯規定の意義と解釈について説明し、理解を促す。
回
- 第 共犯の処罰根拠について検討する。処罰根拠論について概観した後、それと関連させ
17 つつ、いわゆる共犯従属性の議論について説明し、理解を促す。
回
- 第 共犯成立の時間的限界に関する諸問題を中心に検討する。犯罪実行の途中から関与
18 した場合(承継的共犯)及び途中から離脱した場合(共犯からの離脱)の法的処理、並
回 びに非身分者が身分犯に関与した場合(共犯と身分)の法的処理について説明し、理
解を促す。
- 第 その他の共犯の諸問題について検討する。共犯者間で認識内容が異なる場合(共犯
19 と錯誤)、不作為により作為犯に関与した場合(不作為と共犯)及び故意なく犯罪に関
回 与した場合(過失の共犯)の法的処理について検討し、理解を促す。
- 第 罪数論・犯罪競合論について検討する。法条競合を含めた一罪と数罪との区別、観念
20 的競合・牽連犯といった数罪の科刑上の処理及び包括一罪という考え方について説
回 明し、理解を促す。

成績評価方法

質疑応答等の平常点20%、期末試験80%。

教科書

講義の際には、事前にレジュメを配布する。

下記の教科書は例示であり、講義においても、他の基本書類を使用することを妨げない。

自習においても、複数の基本書類を何度も読み返すことをお勧めする。

1. 松原芳博『刑法総論[第2版]』(日本評論社、2017年)
2. 高橋則夫『刑法総論 第3版』(成文堂、2016年)
3. 今井猛嘉ほか『刑法総論 第2版』(有斐閣、2012年)
4. 西田典之『刑法総論[第2版]』(弘文堂、2010年)
5. 山口厚『刑法総論[第3版]』(有斐閣、2016年)
6. 松宮孝明『刑法総論講義[第5版]』(成文堂、2017年)
7. 井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣、2008年)

参考書

1. 判例集として、
西田典之ほか『判例刑法総論 第6版』(有斐閣、2013年)
2. 判例評釈集として、
成瀬幸典ほか編『判例ブラクティス刑法I総論』(信山社、2010年)
西田典之ほか編『刑法判例百選I総論[第7版]』(有斐閣、2014年)
3. 判例をより深く学ぶために、
松原芳博編『刑法の判例 総論』(成文堂、2011年)
山口厚『基本判例に学ぶ刑法総論』(成文堂、2010年)